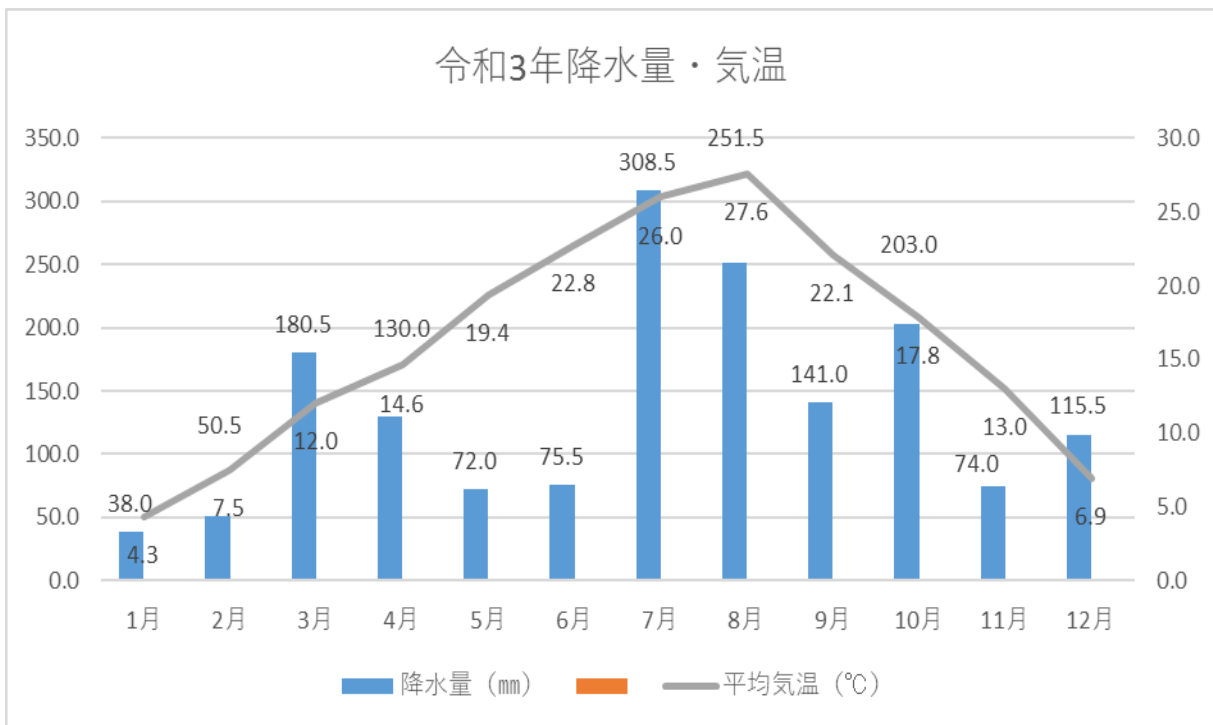


## Ⅸ その他

資料 96 市の気象の概況

区分 年次	気温 (°C)			平均 湿度 (%)	平均 風速 (m/s)	最多 風向	降水 総量 (mm)	天気日数		
	平均	最高	最低					晴	曇	雨(雪)
平成 24 年	15.2	36.8	-4.7	70.0	3.0	NNW	1,132.0	241	69	56(1)
平成 25 年	15.7	39.0	-3.7	69.9	3.1	NNW	1,192.5	263	69	33(1)
平成 26 年	15.3	36.8	-3.9	70.4	2.7	NNW	1,422.0	249	76	40(2)
平成 27 年	15.9	37.7	-2.7	68.3	2.9	NNW	1,427.5	249	67	49(2)
平成 28 年	16.0	36.7	-2.3	73.8	2.8	NNW	1,348.5	241	67	58(2)
平成 29 年	15.4	37.0	-3.9	75.5	2.8	NNW	1,208.5	254	62	49
平成 30 年	16.4	39.0	-4.0	76.3	2.3	NNW	1,063.0	244	58	63
令和元年	16.0	37.2	-2.9	73.3	2.7	NNW	1,505.0	241	73	51(2)
令和 2 年	16.1	38.0	-4.1	79.8	2.8	NNW	1,180.0	231	64	71(3)
令和 3 年	16.2	36.5	-4.9	77.2	2.7	NW	1,640.0	218	75	71
過去10か年 の平均値	15.8	37.5	-3.7	73.5	2.8	NNW	1,311.9	243	68	54



資料 97 市人口の推移

(令和3年4月1日現在)

人口（常住人口）	世帯数	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	1世帯当たりの平均
201,982人	84,441世帯	5,719人	2.39人

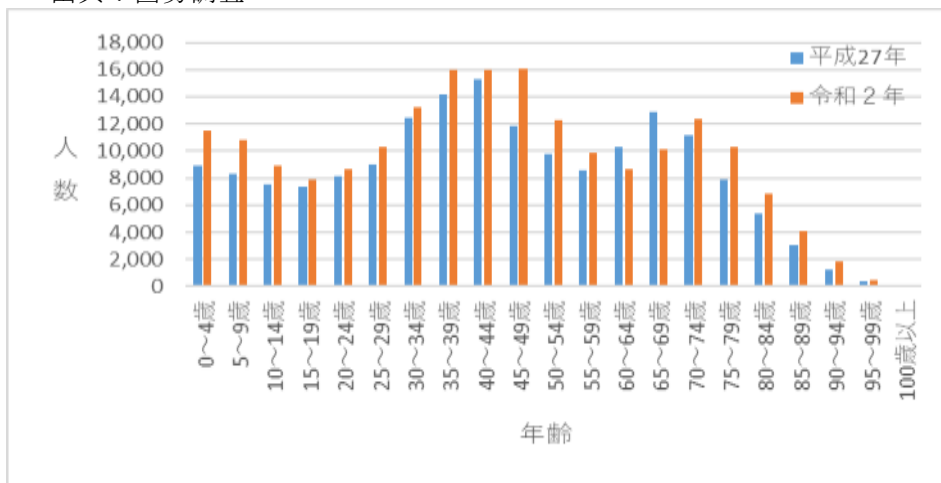
注）常住人口：国勢調査による人口を基に、住民基本台帳への登録者の増減数（出生・死亡・転入・転出等）を加えて算出しています。

(令和2年10月1日時点)

	平成27年			令和2年		
	総数	男	女	総数	男	女
0～4歳	8,931	4,524	4,407	11,453	5,838	5,615
5～9歳	8,305	4,257	4,048	10,777	5,483	5,294
10～14歳	7,509	3,810	3,699	8,942	4,573	4,369
15～19歳	7,359	3,770	3,589	7,852	3,966	3,886
20～24歳	8,134	4,353	3,781	8,641	4,454	4,187
25～29歳	8,955	4,475	4,480	10,260	5,054	5,206
30～34歳	12,456	6,239	6,217	13,253	6,489	6,764
35～39歳	14,127	7,128	6,999	15,983	8,006	7,977
40～44歳	15,255	7,969	7,286	15,990	8,169	7,821
45～49歳	11,852	6,148	5,704	16,087	8,402	7,685
50～54歳	9,803	4,908	4,895	12,273	6,334	5,939
55～59歳	8,572	4,197	4,375	9,889	4,943	4,946
60～64歳	10,300	4,826	5,474	8,632	4,178	4,454
65～69歳	12,860	6,072	6,788	10,099	4,615	5,484
70～74歳	11,119	5,328	5,791	12,374	5,732	6,642
75～79歳	7,842	3,839	4,003	10,311	4,816	5,495
80～84歳	5,346	2,333	3,013	6,832	3,156	3,676
85～89歳	3,038	1,141	1,897	4,091	1,640	2,451
90～94歳	1,280	322	958	1,803	580	1,223
95～99歳	395	80	315	465	88	377
100歳以上	73	13	60	72	13	59
総数	173,511	85,732	87,779	196,079	96,529	99,550

※年齢不詳を除く

出典：国勢調査



## 資料 98 過去の風水害

本市における昭和 48 年以降の風水害による主な被害状況は、次のとおりである。

### 昭和 48 年以降の風水害年表(1/5)

年月日	台風等の名称	降水量等(mm)	床上浸水(世帯)	床下浸水(世帯)	家屋被害(件)	非住家被害(件)	崖崩れ(か所)	道路冠水(か所)	その他
昭和 48. 7. 25	台風 6 号	—	3	22					
8. 4	大雨	68	7	35					
10. 13	大雨	77	1	29					
11. 1	大雨	55	9	45		1		153	鉄道不通 1 か所 文教施設 1 棟 (ガラス破損)
昭和 49. 7. 10	大雨	72	9	35					
昭和 50. 3. 20	大雨	69	8	35					
4. 21	大雨	79	11	35					
7. 4	大雨	28		32					
7. 21	大雨	—	29	32					ブロック塀倒壊 2 件
10. 5	台風 13 号	72	4						道路亀裂 2 か所
11. 7	大雨	82	7	21				4	道路損壊 1 か所
昭和 51. 6. 15	大雨	40		10					
9. 9	大雨	38		10					
9. 13	台風 17 号	12							道路損壊 3 か所
10. 9	大雨	48	1	10					
昭和 52. 5. 15	大雨	65	5	24					
7. 16	大雨	57	2	39					鉄道不通 1 か所
8. 18 19	大雨	99		37					田冠水 3ha 畑冠水 7.5ha
9. 19	台風 11 号	110.9							
昭和 53. 4. 6	大雨	80.4		57				12	道路冠水延長 3,460m
昭和 54. 10. 7	台風 18 号	77.5		16					
10. 19	台風 20 号	98.3	1	36	8			1	人的被害損傷 2 名 鉄道不通 1 か所
昭和 56. 10. 22 23	台風 24 号	192.3	175	1,084				11	公共建物 2 棟 (ガラス破損) 文教施設 1 棟 (ガラス破損) 道路損壊等 7 か所 鉄道不通 1 か所 通信被害(断線) 15 か所 田冠水 366ha 畑冠水 9ha
昭和 57. 6. 19 20	雷雨	68.4		9					田冠水 0.36ha 文教施設 1 棟 (フェンス倒壊) 道路損壊等 8 か所
8. 31	大雨	90.1		34					道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所
9. 12	台風 18 号	185.1	125	1,102				15	田冠水 90ha 文教施設 1 棟 (フェンス倒壊、 ガラス破損) 道路損壊 3 か所
9. 25	台風 19 号	53.2		13					
11. 3	大雨	74.8	15	74					文教施設 1 棟 (通路波トタン破損)

昭和 48 年以降の風水害年表 (2/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)	家屋被害 (件)	非住家被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路冠水 (か所)	その他
昭和 58. 6. 9 10	雷雨	69.2		17				8	鉄道不通 1 か所
7. 27	大雨 降ひょう	87.2		62					
昭和 59. 7. 11	雷雨	101	13	189				9	道路損壊 1 か所
昭和 60. 6. 19 20	大雨	95.7		7				8	道路損壊 1 か所
6. 30 7. 1	台風 6 号	143.6		21				14	畑冠水 21.4ha 道路損壊 2 か所 崖崩れ 1 か所 停電 80 戸
9. 6	雷雨	52	2	17				5	
昭和 61. 8. 4 5	台風 10 号崩 れの低気圧	228	28	166				29	道路損壊 3 か所 都市下水路法面崩壊 1 か所 農業排水路法面崩壊 1 か所
昭和 62. 8. 18	雷雨	93		12				12	道路損壊 1 か所 停電 136 戸
昭和 63. 4. 8	大雪	85 (積雪)							農産被害 2,841 千円 鉄道不通 2 か所
平成 元. 8. 6	台風 13 号	113		12					
9. 19 20	台風 22 号	96.5		16					
平成 2. 9. 13	雷雨	40.5 (27) <sup>1)</sup>		2				4	道路損壊 1 か所
平成 3. 9. 19	台風 18 号	255 (42) <sup>1)</sup>	26	216		12	10	34	通行止 9 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 181,971 千円
平成 3. 10. 11 ~ 13	台風 21 号	197.2	1	40		2		7	通行止 1 か所 畑冠水 200ha 農産被害 308,246 千円
平成 5. 8. 27	台風 11 号	237.5 (48.5) <sup>1)</sup>	4	170			1	30	道路路肩損壊 4 か所 道路陥没 3 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 3,557 千円
11. 14	大雨	112		12		1			
平成 7. 9. 17	台風 12 号	95							倒木 2 か所
平成 8. 9. 6	大雨	121		2				14	
9. 22	台風 17 号	73.5		8	1			17	通行止め 16 か所 道路路肩損壊 1 か所 車両水没 2 台 倒木 14 か所 塀の崩壊 1 か所

昭和 48 年以降の風水害年表 (3/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)	家屋被害 (件)	非住家被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路冠水 (か所)	その他
平成 9. 5. 22 ～ 25	大雨	131.5							
平成 10. 1. 8 9	大雪	50 (積雪)				1			公共施設内壁損傷 1 棟 農業災害 ぶどう棚 1200 坪 パイプハウス 150 坪
1. 14 15	大雪	150 (積雪)				4			公共施設庇の壁破損 1 棟 文教施設雨樋破損 2 棟
8. 28 ～ 31	大雨	121		2			1	23	
9. 15	台風 5 号	83							上耕地運動場及び河川敷野球場グラウンド等の土砂流失
10. 17 18	台風 10 号	38.5							最大瞬間風速 30.9m/s
平成 11. 7. 13 14	大雨	110.5							
7. 21	熱帯性低気圧の影響による大雨	130.5 (123.5) <sup>2)</sup>		96				5	くみ取り 100 件 道路損壊 3 か所 通行止め 4 か所 防災行政無線子局故障 14 か所
8. 13 14	大雨	108.0							河川敷野球場グラウンドの土砂流失
平成 12. 7. 7 8	台風 3 号	171.5		116					
平成 13. 1. 27	暴風雪	—			1				人的被害軽傷者 3 名
6. 7	雷雨に伴う大雨	26.5							
8. 21 22	台風 11 号	46.0							道路損壊 3 か所
9. 10 11	台風 15 号	88.0		4	1				流山市東深井地区において用水路の増水により避難勧告 98 世帯 297 名 道路損壊 18 か所
10. 10	大雨	163.5							道路損壊 5 か所
平成 14. 7. 10 11	台風 6 号	51.5							公共施設被害 3,230 千円 農産被害 11,160 千円
9. 12	大雨	45.5 (41.0) <sup>2)</sup>		12					
10. 1 2	台風 21 号	54.0							人的被害軽傷者 1 名 (暴風) 道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所 公共施設被害 8,782 千円 農産被害 115,280 千円

昭和 48 年以降の風水害年表 (4/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上 浸水 (世帯)	床下 浸水 (世帯)	家屋 被害 (件)	非住家 被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路 冠水 (か所)	その他
平成 15. 5. 20	大雨	66.5 (49.5) <sup>1)</sup>		5					道路損壊 2 か所
8. 5	大雨	92.0 (71.5) <sup>2)</sup>		8					道路損壊 3 か所
10. 13	大雨	66.0 (50.5) <sup>1)</sup>		9					道路損壊 2 か所 河川損壊 2 か所
平成 16. 10. 8 9	台風 22 号 と秋雨前線 に伴う大雨	241.0	4	47					道路通行止め 7 か所 倒木 10 本
10. 19 20 21	台風 23 号 と秋雨前線 に伴う大雨	177.5	1	68					道路通行止め 11 か所 自主避難 2 名
平成 17. 8. 12 13	大雨	65.5		1					
8. 25 26	台風 11 号	74.0							自主避難 1 名
平成 18. 8. 5 20.	大雨	91.5 (60.5) <sup>4)</sup>	1						
8. 16	大雨	33 (18.5) <sup>1)</sup>			1				
8. 30	大雨	127.0 (153.0) <sup>3)</sup>	14	142					土砂崩れ 3 ヲ所
平成 22. 9. 23	雷	47.5 (7.5) <sup>3)</sup>			1				
平成 23. 8. 19	大雨	82.5 (42.5) <sup>3)</sup>						2	
8. 26	大雨	50.5 (46.5) <sup>1)</sup>						10	
9. 21 22	台風 15 号	137.5 (20.5) <sup>4)</sup>			1			4	自主避難者 1 名 倒木 11 か所 電線たるみ 4 か所
平成 24. 4. 3	暴風	15 (6.5) <sup>4)</sup>			2				
6. 19 20	台風 4 号	76.5 (23.0) <sup>4)</sup>						4	倒木 2 か所
6. 22	大雨	57.5 (27.0) <sup>1)</sup>						8	
9. 3	大雨	117.5 (76.0) <sup>2)</sup>		7				14	4 トントラック及び 乗用車水没

昭和 48 年以降の風水害年表 (5/5)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)	家屋被害 (件)	非住家被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路冠水 (か所)	その他
9. 30 10. 1	台風 17 号	10.5 (7.5) <sup>2)</sup>			1				自主避難 5 名 家屋解体現場のフェンスの倒壊 1 件 倒木 3 件 電線切断 1 件 カーブミラーの倒壊 1 件 建築現場の仮囲いの転倒 1 件 市役所庁舎敷地内外灯 1 か所破損
平成 25. 9. 15 16	台風 18 号	84.5 (23.5) <sup>3)</sup>							倒木 7 件 カーブミラー破損 1 件 トタン屋根一部損壊 1 件
10. 16	台風 26 号	253.0 (42.5) <sup>4)</sup>	3	42	1		1	24	車両水没 3 台 避難所開設 2 か所 畑冠水 1.0ha 防疫衛生 個人住宅 26 件、 道路側溝 4 件
平成 26. 2. 8	大雪	-							軽傷者 11 人
2. 14	大雪	-							軽傷者 9 人 倒木 9 か所
7. 10 11	台風 8 号	43.5 (30.5) <sup>4)</sup>							自主避難 2 世帯 3 人
9. 11	大雨	68.0 (39.5) <sup>1)</sup>						4	
10. 5 6	台風 18 号	248.5 (27.0) <sup>3)</sup>						15	倒木 2 件
10. 13 14	台風 19 号	37.0 (8.5) <sup>2)</sup>							倒木 1 件
平成 27. 5. 11 12	台風 6 号	59.5 (42.5) <sup>4)</sup>		1				16	
9. 8 11	台風 18 号 に伴う大雨	305.5 (26.5) <sup>3)</sup>		1				21	道路通行止め 2 か所 土のう配付 20 件、760 袋
令和元年 9. 8 9	台風 15 号	104 (29)			65	2		3	
9. 8 11	台風 19 号	201 (23)			72	11		1	道路通行止め 1 か所
令和 4. 1. 6	大雪	-							軽傷者 13 人

注) 1) 市消防本部中央消防署の時間最大雨量データ。

2) 市消防本部北消防署の時間最大雨量データ。

3) 市消防本部東消防署の時間最大雨量データ。

4) 市消防本部南消防署の時間最大雨量データ。



資料 99 市土地区画整理事業一覧表

(令和 4 年 3 月現在)

区 分	施 行 者	地 区 数	面 積 (ha)
施工済	公 共	5	231.3
	組 合	12	176.2
	個 人	1	1.0
	都市再生機構	1	275.0
	計	19	683.5
施工中	公 共	2	300.4
	組 合	0	0
	個 人	0	0
	都市再生機構	0	0
	計	2	300.4
合 計		21	983.9

資料 100 市の都市公園・緑地の整備状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

総数	街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	特殊公園	都市緑地
105.76ha	35.1ha	15.3ha	5.53ha	15.38ha	5.71ha	28.76ha

出典：令和 3 年流山市統計書

資料 101 市防火対象物の現況

(令和 4 年 1 月)

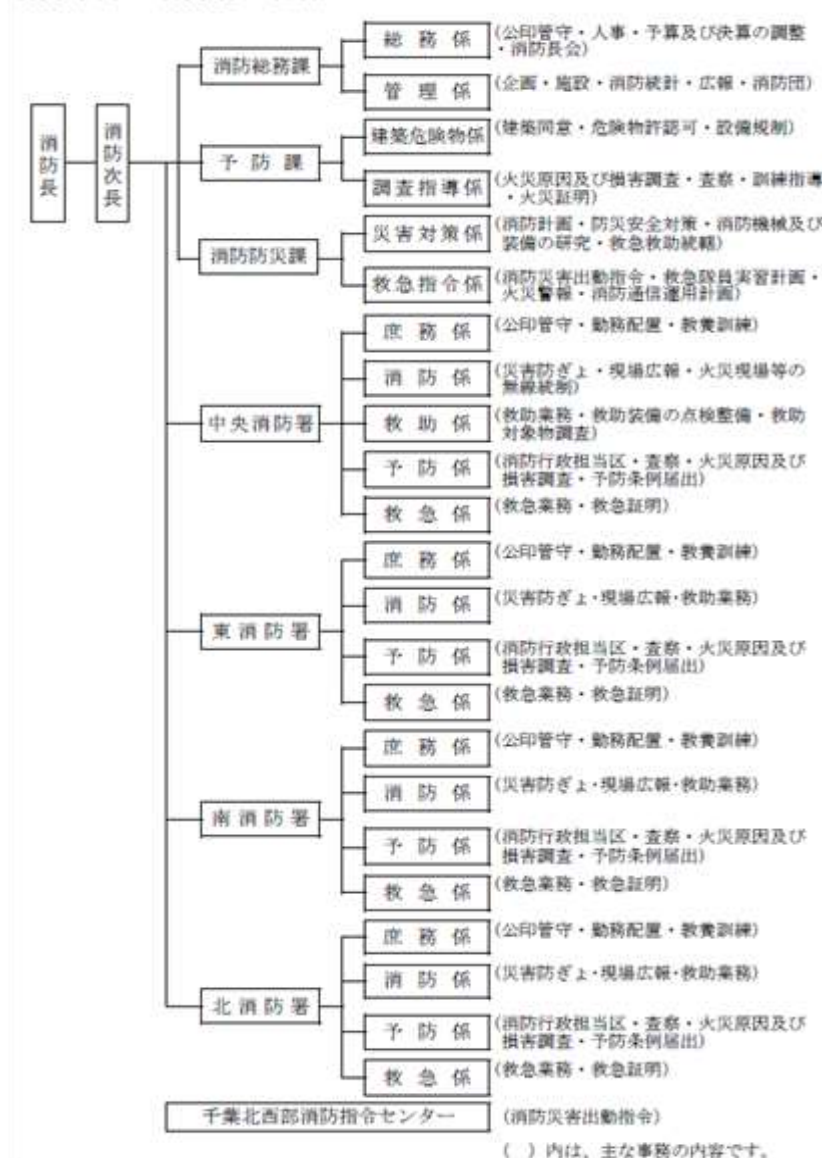
区分	防火対象物名	施設数
1	観覧場	1
	公会堂、集会場	80
2	ナイトクラブ	
	遊技場	6
	性風俗関連特殊営業を営む店舗	
	カラオケボックス	3
3	待合、料理店	5
	飲食店	108
4	百貨店、マーケット、物品販売業	181
5	旅館、ホテル、宿泊所	3
	寄宿舍、下宿、共同住宅	2,264
6	病院、診療所	54
	老人ホーム	71
	老人デイサービス、保育所	132
	幼稚園、特別支援学校	30
7	学校	138
8	図書館、博物館	2
9	蒸気浴場	
	公衆浴場	2
10	車両の停車場	3
11	神社、寺院、教会	38
12	工場、作業場	164
13	自動車車庫	54
14	倉庫	146
15	その他の事業所	280
16	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	424
	上記以外の複合用途防火対象物	204
16 の 2	地下街	
16 の 3	準地下街	
18	延長 50m 以上のアーケード	3
19	市町村が指定する山林	
20	自治省令で定める舟車	
合計		4,396

資料 102 市消防組織の現況

(令和 3 年 4 月)

区 分		消防職員・団員			
		消防職員	その他	消防団員	計
消 防 本 部		27	—	—	27
消 防 署	中央消防署	55	—	—	55
	東 消 防 署	33	—	—	33
	南 消 防 署	43	—	—	43
	北 消 防 署	43	—	—	43
ちば北西部消防指令センター		5	—	—	5
合 計		206	—	—	206
消 防 団		—	—	276	276
合 計		206	—	276	482

消防本部・消防署の組織



資料 103 市消防団方面別隊別受け持ち区域表

(令和3年5月)

名称		区域
第一方面隊	第1分団	流山（第5分団の受持ち区域とする流山の区域を除く。） 流山5丁目 流山6丁目 流山7丁目 流山8丁目 流山9丁目 南流山5丁目 南 流山7丁目
	第4分団	木 南流山6丁目 南流山8丁目
	第5分団	鱈ヶ崎 鱈ヶ崎一丁目 鱈ヶ崎二丁目 南流山1丁目 南流山2丁目 南流山3丁目 南流山4丁目 流山の一部
	第6分団	西平井 西平井一丁目 西平井二丁目 西平井三丁目 平和台2丁目 平和台3丁目 平和台4丁目
第二方面隊	第2分団	流山1丁目 流山2丁目 流山3丁目 流山4丁目
	第3分団	加一丁目の一部 加四丁目の一部 加五丁目 加六丁目
	第7分団	加 加一丁目の一部（第3分団の受持ち区域とする加一丁目の区域を除 く。） 加二丁目 加三丁目 加四丁目の一部（第3分団の受持ち区域 とする加四丁目の区域を除く。） 平和台1丁目 平和台5丁目
	第8分団	三輪野山 三輪野山一丁目 三輪野山二丁目 三輪野山三丁目 三輪野 山四丁目 三輪野山五丁目 おおたかの森西一丁目 おおたかの森西二 丁目 おおたかの森西三丁目 おおたかの森西四丁目
第三方面隊	第12分団	平方 美原1丁目 美原2丁目 美原3丁目 美原4丁目 平方村新田
	第13分団	中野久木 富士見台 富士見台1丁目 富士見台2丁目
	第14分団	北 小屋 上新宿 上新宿新田 南 若葉台 西初石1丁目 西初石2 丁目 西初石3丁目
	第15分団	谷 桐ヶ谷 上貝塚 下花輪 大畔
第四方面隊	第10分団	西深井 深井新田
	第11分団	東深井 こうのす台
	第22分団	江戸川台東1丁目 江戸川台東2丁目 江戸川台東3丁目 江戸川台東 4丁目 江戸川台西1丁目 江戸川台西2丁目 江戸川台西3丁目 江 戸川台西4丁目
	第18分団	野々下1丁目 野々下2丁目 野々下3丁目 野々下4丁目 野々下5 丁目 野々下6丁目 長崎1丁目 長崎2丁目 市野谷 おおたかの森 南一丁目 おおたかの森南二丁目 おおたかの森南三丁目
第五方面隊	第19分団	駒木 十太夫 美田 おおたかの森東一丁目 おおたかの森東二丁目 おおたかの森東三丁目 おおたかの森東四丁目
	第20分団	駒木台 青田
	第21分団	東初石1丁目 東初石2丁目 東初石3丁目 東初石4丁目 西初石4 丁目 西初石5丁目 おおたかの森北一丁目 おおたかの森北二丁目 おおたかの森北三丁目
第六方面隊	第16分団	前ヶ崎 名都借 西松ヶ丘1丁目 向小金1丁目の一部
	第17分団	思井 思井一丁目 中 宮園1丁目 宮園2丁目 宮園3丁目 芝崎 古間木 前平井 後平井
	第23分団	松ヶ丘1丁目 松ヶ丘2丁目 松ヶ丘3丁目 松ヶ丘4丁目 松ヶ丘5 丁目 松ヶ丘6丁目 向小金1丁目（第16分団の受持ち区域とする向小 金1丁目の区域を除く。） 向小金2丁目 向小金3丁目 向小金4丁 目

※流山消防団規則 別表第1より

資料 104 市消防車台数、消防無線電話の現況

(令和2年12月)

区分	消防本部	消防署				予備車	計	消防団	合計	
		中央署	東署	南署	北署					
消防自動車等	指令車	1					1		1	
	査察車・査察調査車	2					2		2	
	指揮車・指導車	1	1				2	1	3	
	連絡車	3	2	1	1	1	8		8	
	水槽付ポンプ車			1	1	1	4		4	
	ポンプ車		1	1	1	1	4	6	10	
	化学車		1				1		1	
	はしご車		1				1		1	
	大型水槽車		1				1		1	
	小型ポンプ付積載車							17	17	
	高規格救急車		1	1	2	1	1	6	6	
	救助工作車		1				1		1	
	資機材搬送車			1			1		1	
	起震車					1	1		1	
	けん引車				1		1		1	
	ボートトレーラー				1		1		1	
	水難救助艇				1		1		1	
マイクロバス		1				1				
計	7	10	5	8	5	2	37	24	61	
消防無線電話	基地局	1					1		1	
	移動局	車載型	3	7	4	6	5	25	24	49
		携帯型	1	6	4	4	4	19		19
		可搬型	2	2	1	1	1	7		7
計	7	15	9	11	10		52	24	76	

資料 105 市消防水利の現況

(令和2年12月)  
(単位：基)

区分		中央署	東署	南署	北署	計	
消 火 栓	公 設	75 mm	144	111	104	211	570
		100 mm	130	72	71	102	375
		125 mm	7		7		14
		150 mm	140	37	36	92	305
		200 mm	45	10	22	33	110
		250 mm	4	2	12		18
		300 mm	15	16		7	38
		400 mm	3	13	3	3	22
		小 計	488	261	255	448	1,452
	私 設	11	1		2	14	
計		499	262	255	450	1,466	
防 火 水 槽	公 設	20 m <sup>3</sup> 未満	12	33	6	38	89
		40 m <sup>3</sup> 未満	6	5	3	2	16
		40 m <sup>3</sup> 以上	112	69	31	179	391
		小 計	130	107	40	219	496
	私 設	20 m <sup>3</sup> 未満	1				1
		40 m <sup>3</sup> 未満	5	4	2	1	12
		40 m <sup>3</sup> 以上	171	69	116	85	441
		小 計	177	73	118	86	454
計		307	180	158	305	950	
そ の 他	プ ー ル		12	9	3	12	36
	河川・池 等		1		1		2
	計		13	9	4	12	38
合 計		819	451	417	767	2,454	

出典：令和元年度消防年報

**資料 106 市内危険物施設の現況**

1. 消防法別表に定める指定数量以上の施設

(令和3年1月)

施設の種類	施設数	アルコール	燃料	その他	備考
製造所	1			1	
屋内貯蔵所	9	1	1	7	
屋外貯蔵所	4		2	2	
屋内タンク貯蔵所	2		1	1	
屋外タンク貯蔵所	3	1	2		
地下タンク貯蔵所	31		28	3	
移動タンク貯蔵所	30		30		
給油取扱所	23		営業用 18		
			自家用 5		
一般取扱所	22	1	18	3	
販売取扱所	1			1	
合計	126	3	105	18	

2. 貯蔵品が1トン以上のガス施設

(令和3年1月)

施設の種類	施設数	天然ガス	LPガス	備考
ガス充てん所	1		1	
ガスタンク	2	1	1	
集中給油設備	25	1	25	
合計	29	2	27	

## 資料 107 指定避難所等一覧

注)  の指定緊急避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。※の指定緊急避難場所については河川増水時に浸水することが想定されます。

(令和4年4月1日)

### (1) 指定緊急避難場所

#### 北部地域 9箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
新川小学校	中野久木 339	7152-3004	グラウンド	6,414	3,207	平方、美原 1～4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台小学校	江戸川台東 3-11	7152-0103	グラウンド	9,412	4,706	江戸川台東 1～4 丁目、江戸川台西 1～4 丁目、こうのす台
東深井小学校	東深井 879-2	7153-3430	グラウンド	7,285	3,642	東深井、こうのす台
西深井小学校	西深井 67-1	7154-8655	グラウンド	7,704	3,852	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方、美原 1～4 丁目
北部中学校	中野久木 577	7152-0036	グラウンド	10,545	5,272	平方、美原 1～4 丁目、中野久木、小屋、上新宿、上新宿新田、江戸川台西 1～4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目
東深井中学校	東深井 47	7154-5864	グラウンド	10,926	5,463	深井新田、平方村新田、西深井東深井、平方
流山北高等学校	中野久木 7-1	7154-2100	グラウンド	19,190	9,595	深井新田、平方村新田、平方、美原 1～4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目
東深井地区公園	東深井 815	7150-6092	公園	55,337	27,668	東深井、こうのす台
※運河水辺公園	東深井 368-1	7150-6092	公園	24,129	12,064	西深井、東深井

#### 中部地域 16箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
八木北小学校	美田 208	7152-4604	グラウンド	7,420	3,710	駒木、駒木台、青田、美田、東初石 1～4 丁目
西初石小学校	西初石 4-347	7154-5863	グラウンド	5,425	2,712	桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 2～4 丁目
小山小学校	おおたかの森東 2-5-3	7154-6937	グラウンド	7,204	3,602	駒木、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
おおぐろの森小学校	大畔 316-1	7159-1900	グラウンド	8,272	4,136	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西一～四丁目、西初石 4・5 丁目
おおたかの森小・中学校	おおたかの森西 2-13-1	7150-6103	グラウンド	11,200	5,600	加三丁目、三輪野山、三輪野山二～五丁目、後平井、市野谷、野々下 1 丁目、大畔、おおたかの森西一～四丁目、おおたかの森南一～三丁目
常盤松中学校	東初石 3-134	7152-0842	グラウンド	10,708	5,354	美田、東初石 1～4 丁目、おおたかの森北一～三丁目
西初石中学校	西初石 4-455-1	7154-3091	グラウンド	14,766	7,383	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目



名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
おおぐろの森中学校	大畔 581	7178-6370	グラウンド	7,129	3,564	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西一～四丁目、西初石4・5丁目
流山高等学校	東初石 2-98	7153-3161	グラウンド	14,000	7,000	江戸川台東1丁目、駒木台、青田、東初石1～4丁目
流山おおたかの森高等学校	大畔 275-5	7154-3551	グラウンド	32,439	16,219	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石1～4丁目、おおたかの森西一～四丁目
江戸川大学	駒木 474	7152-0661	サブグラウンド、テニスコート、中庭芝生円形広場	1,440	720	駒木、駒木台、美田、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
西初石近隣公園 (おおたかの森駅南口公園)	おおたかの森南 1-25-3	7150-6092	公園	20,000	10,000	市野谷、おおたかの森西一～四丁目、おおたかの森南一～三丁目、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
大堀川水辺公園	おおたかの森東 3-9	7150-6092	公園	17,898	8,949	駒木、おおたかの森東一～四丁目
十太夫近隣公園	おおたかの森北 3-7-1	7150-6092	公園	20,104	10,052	美田、東初石1～4丁目、おおたかの森北一～三丁目
上新宿防災広場	上新宿 319-7	7150-6312	緑地	6,256	3,128	江戸川台西4丁目、富士見台1丁目、西初石1・2丁目、上新宿、上新宿新田、北、小屋
流山市上下水道局	おおたかの森西 1-19	7159-5315	駐車場等	3,932	1,966	大畔、市野谷、三輪野山、おおたかの森西一～四丁目

南部地域 11箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
流山小学校	流山 4-359	7158-1043	グラウンド	7,525	3,762	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、平和台2～4丁目
鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎 7-1	7158-5911	グラウンド	6,308	3,154	鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、南流山1・4・5丁目
流山北小学校	加 1-795-1	7159-5674	グラウンド	9,941	4,970	加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、平和台1・5丁目、市野谷
南流山小学校	木 487	7159-2521	グラウンド	9,915	4,957	流山、木、南流山2・3・6～8丁目
南部中学校	加 3-600-1	7158-0137	グラウンド	13,218	6,609	流山、流山1～9丁目、加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、西平井、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台1～5丁目、南流山1～8丁目、下花輪、前平井、後平井、市野谷
南流山中学校	流山 2539-1	7159-2551	グラウンド	16,220	8,110	流山、流山7・8丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山1～8丁目
流山南高等学校	流山 9-800-1	7159-1231	グラウンド	18,082	9,041	流山、流山1～9丁目、西平井、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、平和台1～5丁目、南流山1～8丁目
南流山中央公園	南流山 3-14	7150-6092	公園	12,155	6,077	南流山1～6丁目
名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区

三輪野山近隣公園	三輪野山 2-292	7150-6092	公園	27,620	13,816	加三・四丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、下花輪、市野谷
平和台 2 号公園	平和台 2-12	7150-6092	公園	5,816	2,908	西平井、西平井一～三丁目、平和台 1～5 丁目、思井一丁目、中、前平井、後平井
※江戸川河川敷緑地	木地先	7150-6092	緑地	143,420	71,710	流山 7・8 丁目、木、南流山 7・8 丁目

東部地域 10 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員	避難地区
八木南小学校	芝崎 92	7158-1142	グラウンド	9,696	4,848	宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下 1・2 丁目
東小学校	名都借 856	7145-3369	グラウンド	11,170	5,585	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
向小金小学校	向小金 3-149-1	7174-1320	グラウンド	9,134	4,567	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目
長崎小学校	野々下 2-10-1	7145-2111	グラウンド	9,007	4,503	野々下 2～6 丁目、長崎 1・2 丁目、名都借
東部中学校	名都借 865	7144-3514	グラウンド	14,053	7,026	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
八木中学校	古間木 210-2	7159-7461	グラウンド	10,256	5,128	西平井、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山 1～8 丁目、宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、野々下 1・2 丁目、長崎 1・2 丁目
特別支援学校流山高等学園第二キャンパス	名都借 140	7141-9900	グラウンド	16,815	8,407	前ヶ崎、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
特別支援学校流山高等学園	野々下 2-496-1	7148-0200	グラウンド	10,532	5,266	芝崎、古間木、野々下 1～6 丁目、長崎 1・2 丁目、前ヶ崎、名都借
東部近隣公園	名都借 240	7150-6092	公園	18,499	9,249	名都借、松ヶ丘 2～4 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘 4-495-1	7150-6092	公園	6,616	3,308	名都借、松ヶ丘 1・2・4～6 丁目

合計 46 箇所 面積 725,133 m<sup>2</sup> 収容人員 362,559 人

(2) 広域避難場所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員	避難地区
流山市総合運動公園	野々下 1-40-1	7150-6092	公園	153,793	76,896	全域

(3) 指定避難所

注)  の指定避難所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

注) 学校教室については、自治会の連絡拠点として一部教室を使用すること。

また、避難所の管理運営に必要なスペースがあることから、避難所として利用可能な教室については、別途指示します。

普通教室とは、普段の学校生活及び普通の授業を受ける教室。

その他の教室とは、理科室、音楽室、家庭科室等専門的な授業を受ける教室。

北部地域 17 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(㎡)	収容人員	主な避難地区
新川小学校	中野久木 339	7152-3004	屋内体育館 普通教室 16 その他の教室 7	698 — —	349 — —	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台小学校	江戸川台東 3-11	7152-0103	屋内体育館 普通教室 21 その他の教室 8	751 — —	375 — —	江戸川台東 1~4 丁目、江戸川台西 1~4 丁目、このす台
東深井小学校	東深井 879-2	7153-3430	屋内体育館 普通教室 24 その他の教室 8	756 — —	378 — —	東深井、このす台
西深井小学校	西深井 67-1	7154-8655	屋内体育館 普通教室 9 その他の教室 7	751 — —	375 — —	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方、美原 1~4 丁目
北部中学校	中野久木 577	7152-0036	屋内体育館 普通教室 16 その他の教室 14	1,689 — —	844 — —	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目
東深井中学校	東深井 47	7154-5864	屋内体育館 普通教室 17 その他の教室 13	1,376 — —	688 — —	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方
流山北高等学校	中野久木 7-1	7154-2100	屋内体育館	2,367	1,183	深井新田、平方村新田、平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目
中野久木保育所	中野久木 373	7152-0921	全室	704	352	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東 1~4 丁目
東深井保育所	東深井 177-2	7154-6025	全室	792	396	東深井、このす台、江戸川台東 4 丁目
高齢者福祉センター森の倶楽部	東深井 986-1	7152-2373	全室	306	153	東深井、このす台
江戸川台福祉会館	江戸川台東 1-251	7154-3026	全室	501	250	江戸川台東 1~4 丁目
西深井福祉会館	西深井 313	7154-3120	全室	148	74	深井新田、平方村新田、西深井、東深井
南福祉会館	南 102-2	7155-3160	全室	104	52	北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚
東深井福祉会館	東深井 498-30	7155-3638	全室	458	229	東深井、このす台
北部公民館	美原 1-158-2	7153-0567	全室	394	197	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目
千葉県生涯大学 校東葛飾学園江 戸川台校舎	美原 1-158- 2	7152-1181	全室	230	115	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目

中部地域 19 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(㎡)	収容人員	主な避難地区
八木北小学校	美田 208	7152-4604	屋内体育館 普通教室 27 その他の教室 10	793 — —	396 — —	駒木、駒木台、青田、美田、東初石 1~4 丁目
西初石小学校	西初石 4-347	7154-5863	屋内体育館	762	381	桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(㎡)	収容人員	主な避難地区
			普通教室 25 その他の教室 5	— —	— —	畔、若葉台、西初石 2～4 丁目
小山小学校	おおたかの森東 2-5-3	7154-6937	屋内体育館 普通教室 41 その他の教室 10	1,185 — —	592 — —	駒木、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
おおたかの森小・中学校	おおたかの森西 2-13-1	7150-6103	屋内体育館 普通教室 66 その他の教室 26	2,326 — —	1,163 — —	加三丁目、三輪野山、三輪野山二～五丁目、後平井、市野谷、野々下 1 丁目、おおたかの森西三・四丁目、おおたかの森南一～三丁目
おおぐろの森小学校	大畔 316-1	7159-1900	屋内体育館 普通教室 その他の教室	1,187 — —	593 — —	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西三・四丁目、西初石 4・5 丁目
常盤松中学校	東初石 3-134	7152-0842	屋内体育館 普通教室 13 その他の教室 14	1,540 — —	770 — —	美田、東初石 1～4 丁目、おおたかの森北二・三丁目
西初石中学校	西初石 4-455-1	7154-3091	屋内体育館 普通教室 11 その他の教室 15	1,713 — —	856 — —	上新宿、南、桐ケ谷、谷、上貝塚、下花輪、若葉台、西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目
おおぐろの森中学校	大畔 581	7178-6370	屋内体育館 普通教室 その他の教室	1,051 — —	525 — —	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森東二～四丁目、おおたかの森西三・四丁目、西初石 4・5 丁目
流山高等学校	東初石 2-98	7153-3161	屋内体育館	2,497	1,248	江戸川台東 1 丁目、駒木台、青田、東初石 1～4 丁目
流山おおたかの森高等学校	大畔 275-5	7154-3551	屋内体育館	1,511	755	上新宿、南、桐ケ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目
江戸川大学	駒木 474	7152-0661	M棟第二体育館	1,008	504	駒木、駒木台、美田、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
コミュニティプラザ(旧勤労者総合福祉センター)	大畔 25-17	7157-2225	全室	1,185	592	上新宿、南、桐ケ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目
コミュニティプラザ(旧勤労者体育施設)	大畔 64-1	7157-2225	全室	772	386	上新宿、南、桐ケ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目
駒木台福祉会館	駒木台 221-3	7154-4821	全室	589	294	駒木台、青田、美田
十太夫福祉会館	おおたかの森東 2-5-3	7154-5254	全室	412	206	駒木、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
初石公民館	西初石 4-381-2	7154-9101	全室	530	265	西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目
流山市おおたかの森センター	おおたかの森西 2-13-1	7158-3462	全室	418	209	加三丁目、三輪野山、三輪野山二～五丁目、後平井、市野谷、野々下 1 丁目、大畔、おおたかの森西一～四丁目、おおたかの森南一～三丁目
流山市おおたかの森児童センター	おおたかの森西 2-7-1	7150-7331	屋内体育館 その他の教室	216 —	108 —	市野谷、おおたかの森西一・二丁目、おおたかの森南二・三丁目
北部柔道場	青田 109-1	—	屋内体育室	117	58	駒木台、青田、美田

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(㎡)	収容人員	主な避難地区
流山小学校	流山 4-359	7158-1043	屋内体育館 普通教室 33 その他の教室 8	745 — —	372 — —	流山、流山 1～9 丁目、西平井一～三丁目、平和台 2～4 丁目
鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎 7-1	7158-5911	屋内体育館 普通教室 22 その他の教室 6	735 — —	367 — —	鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、南流山 1・4・5 丁目
流山北小学校	加 1-795-1	7159-5674	屋内体育館 普通教室 26 その他の教室 6	749 — —	374 — —	加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、平和台 1・5 丁目、市野谷
南流山小学校	木 487	7159-2521	屋内体育館 普通教室 35 その他の教室 8	767 — —	383 — —	流山、木、南流山 2・3・6～8 丁目
南部中学校	加 3-600-1	7158-0137	屋内体育館 普通教室 24 その他の教室 12	1,392 — —	696 — —	流山、流山 1～9 丁目、加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台 1～5 丁目、南流山 1～8 丁目、下花輪、前平井、後平井、市野谷
南流山中学校	流山 2539-1	7159-2551	屋内体育館 普通教室 20 その他の教室 14	1,507 — —	753 — —	流山、流山 7・8 丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山 1～8 丁目
流山南高等学校	流山 9-800-1	7159-1231	屋内体育館	2,969	1,484	流山、流山 1～9 丁目、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、平和台 1～5 丁目、南流山 1～8 丁目
博物館	加 1-1225- 6	7159-3434	全室	1,752	876	流山 1 丁目、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、平和台 1～5 丁目
平和台保育所	平和台 2-6-3	7158-1424	全室	1,122	561	流山、流山 1～9 丁目、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台 1～5 丁目、南流山 1～8 丁目
流山福祉会館	流山 2-102	7159-1520	全室	400	200	流山 1～9 丁目、加
南流山福祉会館	南流山 3-3-1	7150-4320	全室	466	233	南流山 1～8 丁目
赤城福祉会館	流山 8-1071	7158-4545	全室	523	261	流山、流山 1～9 丁目、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、南流山 1～8 丁目
平和台福祉会館	平和台 5-45-34	7158-4264	全室	138	69	流山、流山、1～9 丁目、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台 1～5 丁目、南流山 1～8 丁目、宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中
文化会館	加 1-16-2	7158-3462	全室	2,384	1,192	流山 1～4 丁目、加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、平和台 1～5 丁目、下花輪、市野谷
南流山センター	南流山 3-3-1	7159-4511	全室	698	349	流山、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山 1～8 丁目
生涯学習センター	中 110	7150-7474	全室	5,849	2,924	流山、流山 1～9 丁目、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山 1～8 丁目、宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井
南部柔道場	流山 965-14	—	屋内体育館	119	59	流山、流山 1～9 丁目、西平井一

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員	主な避難地区
						～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一・二丁目、南流山1～8丁目

東部地域 16 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員	主な避難地区
八木南小学校	芝崎 92	7158-1142	屋内体育館 普通教室 12 その他の教室 10	797 — —	398 — —	宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下1・2丁目
東小学校	名都借 856	7145-3369	屋内体育館 普通教室 25 その他の教室 6	833 — —	416 — —	前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
向小金小学校	向小金 3-149-1	7174-1320	屋内体育館 普通教室 20 その他の教室 8	741 — —	370 — —	前ヶ崎、向小金1～4丁目
長崎小学校	野々下 2-10-1	7145-2111	屋内体育館 普通教室 22 その他の教室 5	754 — —	377 — —	野々下2～6丁目、長崎1・2丁目、名都借
東部中学校	名都借 865	7144-3514	屋内体育館 普通教室 20 その他の教室 14	1,581 — —	790 — —	前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
八木中学校	古間木 210-2	7159-7461	屋内体育館 普通教室 13 その他の教室 13	1,624 — —	812 — —	西平井一～三丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一・二丁目、木、南流山1～8丁目、宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、野々下1・2丁目、長崎1・2丁目
特別支援学校流山高等学園第二キャンパス	名都借 140	7141-9900	屋内体育館	1,369	684	前ヶ崎、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
特別支援学校流山高等学園	野々下 2-496-1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎、古間木、野々下1～6丁目、長崎1・2丁目、前ヶ崎、名都借
向小金保育所	向小金 3-102-1	7174-5217	全室	841	420	向小金1～4丁目
思井福祉会館	思井 79-2	7159-5666	全室	500	250	鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一・二丁目、宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、前平井
向小金福祉会館	向小金 2-192-2	7173-9320	全室	465	232	前ヶ崎、向小金1～4丁目
名都借福祉会館	名都借 274	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
野々下福祉会館	野々下 2-709-3	7145-9500	全室	403	201	古間木、野々下1～6丁目、長崎1・2丁目、名都借
東部公民館	名都借 756-4	7144-2988	全室	478	239	前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
キッコーマンアリーナ（市民総合体育館）	野々下 1-40-1	7159-1212	屋内体育館	3,020	1,510	加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、鰯ヶ崎、鰯ヶ崎一・二丁目、木、宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、市野谷、野々下1丁目
八木南第2コミュニティ・ホーム	野々下 3-797	7144-4258	全室	105	52	野々下2～6丁目、長崎1・2丁目、名都借

合計 69 箇所 面積 69,335 m<sup>2</sup> 収容人員 34,650 人

(4) 帰宅困難者一時滞在施設

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難対象
スタートおおたかの森ホール(流山市おおたかの森ホール)	おおたかの森北1-2-1	7186-7638	ホール	—	500	流山おおたかの森駅周辺の帰宅困難者

(5)災害時に一時避難施設として協定を締結している民間施設

注) 市が避難所を開設し、避難者の受け入れ体制が整うまでの間の一時避難施設。

注) 面積・収容人数については防犯上の観点から非公開となっている。

名称	所在地	避難施設
ヤオコー コーナン ヤマダ電機	流山都市計画事業木地区一体型 特定区画整理事業地区内(70街 区)1・2・3画地	交流広場(514㎡)・交流広場内の施設(か まどベンチ、マンホールトイレ及び収納ベ ンチ等を含む)・屋内外駐車場
GLP ALFALINK 流山2(旧GLP流山I)	南319	屋上駐車場、4階洗面所、4階カフェテリア
GLP ALFALINK 流山8	平方字806-1	屋上駐車場、1階・4階カフェテリア
イトーヨーカドー 流山店	流山9-800-2	立体駐車場の一部分
DPL流山I	西深井字1374-1他	カフェテリア、トイレ 駐車場施設等
ピバホーム 流山店	流山9-500-1	屋上駐車場の一部
おおたかの森S.C	おおたかの森南1-5-1	S.C本館立体駐車場施設

(6)指定緊急避難場所・指定避難所の災害種別

災害種別図記号による指定緊急避難場所・指定避難所の表示は下記のとおりです。

- ア. 洪水及び内水氾濫
- イ. 津波、高潮
- ウ. 土石流
- エ. がけ崩れ、地すべり
- オ. 大規模な火事

注) 「地震」は、通常災害発生後に避難するケースが多く、その後、地震に起因して発生する津波、大規模な火事、がけ崩れ・地すべりなどを想定した避難が必要であることから、災害種別図記号に「地震」に関する図記号を設けていない。

北部地域

名称	所在地	洪水/ 内水氾濫	津波/高潮	土石流	がけ崩れ/ 地すべり	大規模な 火事
新川小学校	中野久木 339	○	○	○	○	×
江戸川台小学校	江戸川台東 3-11	○	○	○	○	×
東深井小学校	東深井 879-2	○	○	○	○	×
西深井小学校	西深井 67-1	○	○	○	○	×
北部中学校	中野久木 577	○	○	○	○	×
東深井中学校	東深井 47	○	○	○	○	×
流山北高等学校	中野久木 7-1	×	○	○	○	×
中野久木保育所	中野久木 373	○	○	○	○	×
江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	○	○	○	○	×
東深井保育所	東深井 177-2	○	○	○	○	×
高齢者福祉センター森の倶楽部	東深井 986-1	×	○	○	○	×
江戸川台福祉会館	江戸川台東-251	○	○	○	○	×

名称	所在地	洪水/ 内水氾濫	津波/高潮	土石流	がけ崩れ/ 地すべり	大規模な 火事
西深井福祉会館	西深井 313	○	○	○	○	×
南福祉会館	南 102-2	○	○	○	○	×
東深井福祉会館	東深井 498-30	○	○	○	○	×
北部公民館	美原 1-158-2	○	○	○	○	×
千葉県生涯大学校東葛飾学園江戸川台校舎	美原 1-158-2	○	○	○	○	×
東深井地区公園	東深井 815	×	○	○	○	×
運河水辺公園	東深井 368-1	×	○	○	○	×

#### 中部地域

名称	所在地	洪水/ 内水氾濫	津波/高潮	土石流	がけ崩れ/ 地すべり	大規模な 火事
八木北小学校	美田 208	○	○	○	○	×
西初石小学校	西初石 4-347	○	○	○	○	×
小山小学校	おおたかの森東 2-5-3	○	○	○	○	×
おおたかの森小・中学校	おおたかの森西 2-13-1	○	○	○	○	×
おおぐろの森小学校	大畔 316-1	○	○	○	○	×
常盤松中学校	東初石 3-134	○	○	○	○	×
西初石中学校	西初石 4-455-1	○	○	○	○	×
おおぐろの森中学校	大畔 581	○	○	○	○	×
流山高等学校	東初石 2-98	○	○	○	○	×
流山おおたかの森高等学校	大畔 275-5	×	○	○	○	×
江戸川大学	駒木 474	○	○	○	○	×
コミュニティプラザ(旧勤労者総合福祉センター)	大畔 25-17	×	○	○	○	×
コミュニティプラザ(旧勤労者体育施設)	大畔 64-1	×	○	○	○	×
駒木台福祉会館	駒木台 221-3	○	○	○	○	×
十太夫福祉会館	おおたかの森東 2-5-3	○	○	○	○	×
初石公民館	西初石 4-381-2	○	○	○	○	×
流山市おおたかの森センター	おおたかの森西 2-13-1	○	○	○	○	×
流山市おおたかの森児童センター	おおたかの森西 2-7-1	○	○	○	○	×
北部柔道場	青田 109-1	○	○	○	○	×
流山市上下水道局	おおたかの森西 1-19	○	○	○	○	×
西初石近隣公園(おおたかの森駅南口公園)	おおたかの森南 1-25-3	○	○	○	○	×
大堀川水辺公園	おおたかの森東 3-9	×	○	○	○	×
十太夫近隣公園	おおたかの森北 3-7-1	○	○	○	○	×
上新宿防災広場	上新宿 319-7	○	○	○	○	×

#### 南部地域

名称	所在地	洪水/ 内水氾濫	津波/高潮	土石流	がけ崩れ/ 地すべり	大規模な 火事
流山小学校	流山 4-359	×	○	○	○	×
鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎 7-1	×	×	○	○	×
流山北小学校	加 1-795-1	×	○	○	○	×
南流山小学校	木 487	×	×	○	○	×
南部中学校	加 3-600-1	○	○	○	○	×
南流山中学校	流山 2539-1	×	×	○	○	×
流山南高等学校	流山 9-800-1	×	○	○	○	×



名称	所在地	洪水/ 内水氾濫	津波/高潮	土石流	がけ崩れ/ 地すべり	大規模な 火事
博物館	加 1-1225-6	○	○	○	○	×
平和台保育所	平和台 2-6-3	×	○	○	○	×
流山福祉会館	流山 2-102	×	○	○	○	×
南流山福祉会館	南流山 3-3-1	×	×	○	○	×
赤城福祉会館	流山 8-1071	×	○	○	○	×
平和台福祉会館	平和台 5-45-34	○	○	○	○	×
生涯学習センター	中 110	○	○	○	○	×
文化会館	加 1-16-2	×	○	○	○	×
南流山センター	南流山 3-3-1	×	×	○	○	×
南部柔道場	流山 965-14	×	○	○	○	×
南流山中央公園	南流山 3-14	×	○	○	○	×
三輪野山近隣公園	三輪野山 2-292	○	○	○	○	×
平和台 2 号公園	平和台 2-12	×	○	○	○	×
江戸川河川敷緑地	木地先	×	×	○	○	×

#### 東部地域

名称	所在地	洪水/ 内水氾濫	津波/高潮	土石流	がけ崩れ/ 地すべり	大規模な 火事
八木南小学校	芝崎 92	×	○	○	○	×
東小学校	名都借 856	○	○	○	○	×
向小金小学校	向小金 3-149-1	○	○	○	○	×
長崎小学校	野々下 2-10-1	○	○	○	○	×
東部中学校	名都借 865	○	○	○	○	×
八木中学校	古間木 210-2	○	○	○	○	×
特別支援学校流山高等学園第二キャンパス	名都借 140	×	○	○	○	×
特別支援学校流山高等学園	野々下 2-496-1	×	○	○	○	×
向小金保育所	向小金 3-102-1	○	○	○	○	×
思井福祉会館	思井 79-2	×	○	○	○	×
向小金福祉会館	向小金 2-192-2	○	○	○	○	×
名都借福祉会館	名都借 274	○	○	○	○	×
野々下福祉会館	野々下 2-709-3	○	○	○	○	×
東部公民館	名都借 756-4	○	○	○	○	×
キッコーマン アリーナ (市民総合体育館)	野々下 1-40-1	○	○	○	○	×
八木南第 2 コミュニティ・ホーム	野々下 3-797	○	○	○	○	×
東部近隣公園	名都借 240	○	○	○	○	×
松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘 4-495-1	○	○	○	○	×

#### 広域避難場所

名称	所在地	洪水/ 内水氾濫	津波/高潮	土石流	がけ崩れ/ 地すべり	大規模な 火事
流山市総合運動公園	野々下 1-40-1	○	○	○	○	○

#### 参考資料)

利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)  
 利根川水系坂川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)  
 利根川水系利根運河洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)  
 作成主体：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所  
 指定年月日：平成 29 年 7 月 20 日

高潮浸水想定区域図 (想定最大模)  
 作成主体：千葉県  
 指定年月：平成 30 年 1 1 月

資料 108 福祉避難所一覧

名称	所在地	電話番号	管理団体	備考
流山市 地域福祉センター	平和台2-1-2	7159-4735	流山市 社会福祉協議会	
特別養護老人ホーム 春の苑	東深井518-1	7178-5553	社会福祉法人 あかぎ万葉	特別養護老人 ホーム
ケアホーム春の苑	東深井520-1	7178-3377		ケアハウス
特別養護老人ホーム 月の船	野々下1-292-1	7197-2122		特別養護老人 ホーム
特別養護老人ホーム 季の花	おおたかの森西4-17-1	7197-7758		特別養護老人 ホーム
特別養護老人ホーム 花のいろ	中野久木421	7197-1237		特別養護老人 ホーム
リバーパレス流山	西深井142	7152-1211	社会福祉法人 旭悠会	特別養護老人 ホーム
ハートケア流山	小屋146-1	7178-2200	医療法人社団 愛友会	介護老人保健 施設
ナーシングプラザ流山	前ヶ崎248-1	7145-0111		介護老人保健 施設
はまなす苑	こうのす台269-1	7155-2222	社会福祉法人 流山あけぼの会	特別養護老人 ホーム
あざみ苑	野々下2-488-5	7141-2200		特別養護老人 ホーム
ケアハウスサンライズ流山	野々下2-488-6	7141-2255		ケアハウス
でいご	こうのす台634-1	7153-3377		特別養護老人 ホーム
流山こまぎ安心館	駒木 649-3	7178-5556	社会福祉法人 天宣会	特別養護老人 ホーム
美晴らしの里	名都借 1126	7141-8822	社会福祉法人 正心会	特別養護老人 ホーム

資料 109 医療機関一覧

(病院)

(流山市医師会ホームページより)

名称	所在地	入院設備 (床)	電話
江陽台病院	西深井 393	149	7153-2555
東葛病院	中 102 - 1	366	7159-1011
流山中央病院	東初石 2-132-1	156	7154-5741
千葉愛友会記念病院	鱈ヶ崎 1-1	268	7159-1611
柏の葉北総病院	駒木台 233-4	120	7155-5551

(一般診療所)

(流山市医師会ホームページより)

名称	所在地	入院設備 (床)	電話
すずき内科クリニック	平和台 4-5-43	0	7159-3251
東医院	江戸川台東 3-102-2	0	7155-5499
赤沼外科内科医院	野々下 5-972-2	0	7143-0127
阿藤整形外科	江戸川台西 2-260	0	7154-4030
あらい内科・外科	南流山 8-11-9	0	7179-5329
いけだ内科小児科クリニック	南流山 2-8-10-101	0	7157-7717
いしい眼科	中野久木 511-2	0	7155-6602
石渡クリニック	東初石 3-133-4 第 2 メゾン豊晃ビル 1F	0	7190-5551
磯内科クリニック	こうのす台 628-1	0	7153-6501
うのさわクリニック	東深井 382-20	0	7153-8001
江戸川台クリニック	江戸川台東 2-123	0	7153-1490
江戸川台皮膚科クリニック	江戸川台西 2-141	0	7154-8295
おおたかの森 ART クリニック	おおたかの森西 1-3-5 KM おおたかの森 2F	0	7170-1541
おおたかの森ウィメンズケアクリニック	おおたかの森南 2-15-1	0	7178-8877
おおたかの森北口駅前眼科	おおたかの森北 1-6-1 果樹園 ST3F	0	0120- 44-0675
おおたかの森クリニック	おおたかの森東 1-2-1 ライフガ ーデン 4F	0	7178-4777
おおたかの森こどもクリニック	おおたかの森南 1-4-11 ウェルス おおたかの森 2F	0	7156-2225
おおたかの森耳鼻科モニングクリニック	おおたかの森東 1-2-1 ライフ ガーデン 403C	0	7178-5032
おおたかの森西口クリニック	おおたかの森西 1-32-5 K-1	0	7170-2982
おおたかの森フォレストクリニ ック	おおたかの森南 1-25-2 K-1	0	7178-7780
大谷耳鼻咽喉科医院	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 4F	0	7140-7533

名称	所在地	入院設備 (床)	電話
小野クリニック	中野久木 530-1	0	7178-3006
柿田眼科	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 2F	0	7159-8888
笠原クリニック	おおたかの森西 1-31-3 ハナミ ズキテラス 3F	0	7178-6633
かまたクリニック	南流山 3-16-1	0	7159-6151
かよ小児科・アレルギークリ ニック流山	おおたかの森南 3-8 LEVEN おお たかの森 2F	0	7157-2860
川崎レディスクリニック	東初石 4-135-38	3	7155-3451
川西眼科医院	野々下 5-1067-14	0	7144-6484
木口小児科	加 4-18-3	0	7150-1323
窪谷レディース&ベビークリ ニック 流山おおたかの森	おおたかの森西 1-9-2 フラ リッシュ 2F	0	7155-7771
駒木台クリニック	駒木台 493-10	0	7152-2151
桜耳鼻咽喉科めまいクリ ニック	おおたかの森西 1-31-3 ハナミ ズキテラス 3F	0	7158-7890
佐藤医院	宮園 2-1-2	0	7159-0559
佐藤眼科クリニック	東初石 3-103-34 須藤ビル 1F	0	7178-2211
椎名医院	加 1-20-14	0	7158-1038
新柏クリニックおおたかの森	おおたかの森西 1-30-1	0	7192-8668
柴沼医院	松ヶ丘 1-475	0	7143-4945
すずき内科クリニック	平和台 4-5-43	0	7159-3251
すずき皮膚科クリニック	南流山 3-11-4	0	7150-0028
杉下医院	流山 8-1166-3	0	7158-0048
高桜内科胃腸科	西初石 3-100 (森田ビル 2F)	0	7155-2074
田村内科クリニック	野々下 3-931-35	0	7146-0017
ためがい整形外科クリニック	平和台 4-5-43 メディカルビルディング 201 号	0	7157-8877
つのみやクリニック	おおたかの森北 1-17-20	0	7156-8222
寺田耳鼻咽喉科クリニック	後平井 283-1	0	7178-8733
東葛病院附属診療所	下花輪 409-6	0	7158-7710
東葛病院付属流山セントラルパ ーク駅前診療所	前平井 155	0	7157-0100
糖尿病内分泌から桃内科	流山おおたかの森南 3-8 LEVEN おおたかの森アネックス棟 2F	0	7192-8933
徳重小児科医院	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 5F	0	7158-8660
中島内科医院	流山 1-271	0	7158-1207
中島皮フ科医院	流山 1-271	0	7159-5191
中村耳鼻咽喉科クリニック	江戸川台東 2-314	0	7178-3387
流山おおたかの森メンタルクリ ニック	おおたかの森南 1-4-11 ウェル スおおたかの森 3F	0	7156-5002
流山北クリニック	江戸川台東 2-318	0	7157-2412

名称	所在地	入院設備 (床)	電話
流山中央病院附属泉リハビリテーション病院	おおたかの森北 3-23-12	0	7186-7560
流山市平日夜間・休日診療所	西初石 4-1433-1	0	7155-3456
流山東部眼科	名都借 909-1	0	7147-7755
流山東部診療所	名都借 909-1	0	7147-7878
なりた泌尿器科・内科クリニック	市野谷 522	0	7199-9021
西浦眼科	江戸川台西 1-123	0	7155-1771
にしお小児科クリニック	おおたかの森西 1-3-1 おおたかプラザビル 301	0	7178-2401
西村内科胃腸科医院	南流山 2-24-4	0	7150-3885
はせ眼科	おおたかの森西 1-3-1 おおたかプラザビル 301	0	7178-2401
はた整形外科	おおたかの森北 3-2-1	0	7128-8865
初石耳鼻咽喉科医院	東初石 2-78-3	0	7153-8733
馬場内科医院	西初石 2-12-14	0	7154-5163
久松クリニック	東初石 3-100-32	0	7152-3828
ひだクリニック	南流山 1-14-7	0	7150-8141
ひだクリニックセントラルパーク	前平井 120 リュージュ 001	0	7157-2269
藤澤内科クリニック	加 4-18-2	0	7150-1441
ふじわら内科クリニック	南流山 4-1-1 ルートビル 1F	0	7192-8331
古屋産婦人科クリニック	おおたかの森南 1-4-11	0	7156-5123
星と太陽のクリニック	おおたかの森北 1-4-1 ソライエスクエア 1F	0	7178-4103
松戸整形外科おおたかの森クリニック	おおたかの森北 1-12-1 OKT プラザ 2F	0	7128-9891
松山クリニック	江戸川台西 1-104	0	7155-4117
まとばクリニック	おおたかの森西 3-1-7	0	7158-3000
まなみレディースクリニックおおたかの森	おおたかの森東 1-7-4 おおたかの森ビル 1F	0	7157-1237
南流山子どもクリニック	大字木 402 ヤオコー2F	0	7178-8088
南流山整形外科	南流山 2-18-4 プロモーション南流山 1F	0	7157-6680
南流山駅前クリニック	南流山 2-23-16	0	7178-7500
南流山駅前 はら眼科	南流山 2-4-7 1F	0	7158-1313
南流山レディースクリニック	南流山 4-6-9	15	7158-5191
南流山糖尿病栄養内科さいとうクリニック	木 402 ヤオコー2F	0	7159-8000
みやさか内科・呼吸器内科クリニック	江戸川台西 2-54	0	7199-3378
望月医院	江戸川台西 1-33	0	7154-2251
向小金クリニック	向小金 3-147-2	0	7176-3240
山崎凌雲堂医院	流山 3-60	0	7158-1215

名称	所在地	入院設備 (床)	電話
横田医院	江戸川台東 2-270	0	7152-0101
よねたにクリニック	おおたかの森西 1-3-1 おおたか プラザビル 201	0	7155-8877
ライフガーデン中央クリニック	おおたかの森東 1-2-1	0	7178-2677

(歯科診療所)

(令和3年度)

名 称	所 在 地	診療科目	電 話
石田歯科医院	流山 1-258-2	歯・矯・小歯	7159-7774
伊藤歯科医院	南流山 1-12-4	歯・小歯	7159-0175
グレースデンタルメディカルクリ ニック千葉分院	東深井 236	歯・小歯・矯・歯口	7152-5278
岡本歯科医院	平和台 4-2-3	歯・小歯	7158-8148
小川歯科医院	平和台 3-8-13	歯・小歯・矯・歯口	7159-1140
亀田歯科医院	流山 6-682	歯	7158-1025
菊池歯科医院	加 6-1196-6	歯	7159-6862
斉藤歯科医院	松ヶ丘 4-505-72	歯	7145-6753
斉藤歯科医院	南流山 1-23-10	歯・小歯・歯口	7159-8145
さかい歯科医院	東初石 4-238-4	歯	7155-5082
白須賀歯科クリニック	江戸川台西 1-89-1	歯・小歯・歯口	7152-1355
高田歯科医院	南流山 1-5-8	歯・小歯	7159-0020
高橋歯科医院	江戸川台東 2-268	歯・小歯	7155-1145
ツタモリ歯科医院	西深井 567-3	歯	7152-5961
テックナカムラ歯科	南流山 3-10-14	歯・小歯・矯・歯口	7158-8611
寺田歯科医院	南流山 3-7-15	歯	7159-7147
寺沼歯科診療所	江戸川台西 2-141 晴光ビル 2F	歯・矯	7154-8264
中村歯科クリニック	流山 6-800-20	歯・小歯・矯・歯口	7159-8182
野本歯科医院	こうのす台 1067	歯	7154-6666
鱈ヶ崎歯科	鱈ヶ崎 1297-6 (コーポベラーム 1F)	歯・小歯・矯・歯口	7159-6480
ひやま歯科医院	南流山 3-10-1 (YK ヴィレッジ 105)	歯	7159-9533
ファミリー歯科医院	西初石 3-1446-26	歯・小歯・矯	7154-2024
松岡歯科医院	東初石 2-116-1	歯	7154-7293
三須歯科医院	松ヶ丘 1-462-44	歯・小歯・矯・歯口	7144-1402
宮園歯科医院	宮園 1-9 (マルエツ宮園館 306・307)	歯・小歯	7150-1177
横山歯科医院	東深井 178-1	歯・小歯・矯・歯口	7154-1085
吉田歯科	駒木 480-3	歯	7153-1854
いづか歯科	江戸川台東 2-66-1	歯・小歯	7140-5581

名 称	所 在 地	診 療 科 目	電 話
あさぎが丘歯科医院	中野久木 563-76	歯	7156-1182
おおつか歯科クリニック	南流山 1-10-2 クレール壺番館 102	歯・小歯	7158-8686
かきざわ歯科クリニック	野々下 6-1037-10	歯・小歯・歯口・矯	7143-2232
かわい歯科クリニック	東深井 407-1	歯・小歯	7128-7366
からさわ歯科	おおたかの森南 1-6-10 フォレットおおたか	歯・小歯・矯・歯口	7157-1302
さくら歯科	江戸川台東 2-319	歯・小歯・矯・歯口	7156-8211
しばた歯科医院	東深井 394-5	歯・小歯・矯・歯口	7156-1184
たちばな歯科医院	南流山 1-1-15 グローリア パレス壺番館 101	歯・小歯・矯・歯口	7158-2922
たつみ訪問歯科クリニック	前平井 182 セントラルパ ークウッズ 101	歯・歯口・小歯	7186-7758
にじいろ歯科クリニック	流山 2575 (木 B101 街区 7)	歯・小歯・矯・歯口	7159-1818
西平井デンタルクリニック	西平井 3-9-5	歯・小歯・歯口・矯	7157-0178
ハーモニーデンタルクリニック	加 1-1577	歯・小歯・矯・歯口	7157-8241
平原歯科医院	東初石 3-103-34	歯・小歯	7156-1108
南流山駅前歯科医院	南流山 2-3-10	歯・小歯・歯口	7150-4118
みなみながれやま矯正歯科	南流山 2-7-3-101	矯	7159-6833
南流山プラネット歯科クリニック	南流山 6-33-4	歯・小歯・歯口・矯	7197-6629
東深井デンタルクリニック	東深井 270-34	歯・小歯・矯・歯口	7140-4182
マーブルファミリー歯科クリニック	東深井 871-185	歯・小歯・矯・歯口	7168-0330
江戸川台歯科	江戸川台西 2-54	歯・小歯・矯・歯口	7178-5411
田辺フレンド歯科	江戸川台西 1-42	歯	7155-3709
たんざわ歯科クリニック	おおたかの森北 3-1-1	矯・歯・小歯	7136-1796
森下デンタルクリニック	江戸川台西 2-288	歯・小歯・歯口	7155-8818
富士見台歯科	富士見台 2-5-3 3-5-106	歯・歯口・小歯・矯	7152-1811
セゾン歯科	西初石 4-112-2	歯	7154-2286
ひまわり歯科医院	西初石 3-1447-2-101	歯・小歯・矯・歯口	7155-3623
おの歯科クリニック	東初石 2-92-62	歯・小歯・矯・歯口	7156-6480
住谷歯科医院	加 4-17-27	歯・小歯	7150-0828
イースト歯科クリニック流山	流山 9-800-2-2F	歯・小歯・矯	7157-6480
南流山歯科医院	南流山 8-2-1 2F	歯・小歯・矯・歯口	7178-8341
みんなの歯科クリニック	南流山 1-7-8-101	歯・小歯・矯・歯口	7158-4480
ユートピア歯科クリニック	南流山 1-1-2 MMビル 2F	歯	7159-4184
そよかぜ歯科医院	青田 94-1	歯・小歯・矯・歯口	7157-4182
オーク歯科クリニック	東深井 1113-103	歯・小歯	7136-2332
こんのデンタル・ケアクリニック	駒木台 267-2	歯	7138-6487
おおたかの森歯科クリニック	おおたかの森東 1-2-1 ライフガーデン 4F	歯・小歯・矯・歯口	7178-3111

名 称	所 在 地	診 療 科 目	電 話
おおたかの森レブン歯科	おおたかの森南 3-8 LEVEN おおたかの森 2F	歯・小歯・歯口・矯	7157-1348
みわのやま歯科	三輪野山 3-1-21	歯・小歯・歯口	7136-7648
武田歯科クリニック	名都借 830-6	歯・小歯・矯・歯口	7148-4180
ほんじょう歯科医院	松ヶ丘 2-320-26	歯・小歯・歯口・矯	7136-2856
くるみ歯科医院	南流山 2-23-3 パールハイツ 101	歯・小歯・歯口	7159-0963
A B C 歯科クリニック	西初石 3-98-33 伊藤ビル 1 階	歯・小歯・歯口・矯	7128-4618
南柏クレイン歯科	向小金 2-196-10 ベルクス南柏店内	歯・小歯・矯	7157-1011
ゆき歯科クリニック	宮園 3-22-11	歯・小歯	7103-7379
流山市平日夜間休日診療所	西初石 4-1433-1	歯	7155-3456
こうろく歯科医院	野々下 1-161-1	歯・歯口・小歯・矯	7192-8956
ハート歯科クリニック	野々下 5-967-5	歯・矯・小歯・歯口	7128-4150
亀の井歯科	前平井 10	歯・矯・小歯・歯口	7150-8046
わかば歯科	向小金 4-21-221	歯・小歯・矯	7171-0812
ルート歯科クリニック	南流山 4-1-1 ルートビル 南流山 102	歯・小歯・歯口	7159-4182
J 歯科クリニック	美原 1-1225-1 塩澤ビル 1 F	歯・小歯・歯口	7199-9008
ももの木歯科クリニック	平和台 3-2-39	歯・小歯・歯口	7150-4182
ミント歯科	南流山 1-19-7 グランド ルーシス 1F	歯・小歯・矯	7157-1187
あいと歯科	おおたかの森南 2-35-3	歯・小歯・歯口・矯	7128-7286
ここなつ歯科	おおたかの森北 2-66-1	歯・小・歯口・矯	7155-5572
初石デンタルクリニック	東初石 3-133-86	歯・小歯・矯・歯口	7152-8140
東風歯科おおたかの森クリニック	おおたかの森西 4-18-23	歯・小歯・矯・歯口	7111-2061
ひがしデンタルクリニック	おおたかの森西 2-1-3 ヴィ ラエスティ 1F	歯・小歯・矯・歯口	7178-7888
流山おおたかの森矯正歯科	おおたかの森西 1-14-4 T & Tビル 5F	矯	7197-4555
流山おおたかの森歯科・矯正歯科	おおたかの森東 3-33-1 リ セブロー102	歯・小歯・矯・歯口	7128-4108
おおたかの森ファミリー歯科医院	おおたかの森東 1-4-9 フ ェリーチェおおたかの森 1F	歯・小歯	7128-8884
おおたかの森みわ歯科矯正歯科	おおたかの森東 4-37-2 ベ ルフル式番館 1F	歯・小歯・歯口	7136-7587
鈴の木こども歯科	おおたかの森東 2-11-27-A	小歯・矯	7170-2223
とおる歯科あやの矯正歯科	前平井 125-1 サニーヴィータ 0001 号室	歯・小歯・矯・歯口	7157-1182
東葛歯科	前平井 155 わかばビル 4F	歯・小歯	7159-6775
すももデンタルクリニック	流山 948-2	歯・小歯	7197-1847



名 称	所 在 地	診 療 科 目	電 話
K's 歯科・矯正歯科おおたかの森クリニック	おおたかの森北 2-2-1	歯・小歯・矯・歯口	7170-1555
初石オーキッズ歯科	西初石 3-1456-7	歯・小歯・矯・歯口	7189-8018
ほんだ歯科医院おおたかの森	おおたかの森 1-11-1 グランディアストーレ 1F	歯・小歯・矯・歯口	7154-5574
北村総合歯科	南流山 1-15-7	歯・小歯・矯・歯口	7157-3181
流山ハピネス歯科	おおたかの森南 1-2-1 流山おおたかの森 S.C FLAPS 5F	歯・小歯・矯・歯口	7179-5188
緑のテラス歯科クリニック	おおたかの森南 1-5-1 流山おおたかの森 S.C 本館 3F	歯・小歯・矯・歯口	7196-7144
南流山リーフ歯科クリニック	木 402 ヤオコー南流山店 2F	歯・小歯・矯・歯口	7189-7431
すずらん歯科クリニック	西平井 2-2-1	歯・小歯・歯口	7186-6168
松井デンタルオフィス	おおたかの森西 1-3-5 KMおおたかの森ビル 1F	歯・小歯・矯	7170-2466
RERA DENTAL CLINIC	木 462-4 (木 B66 街区 6) LeapBLD 2F	歯・小歯・矯・歯口	7157-4184
グランツ歯科クリニック	江戸川台東 3-623-32	歯・小歯・歯口	7199-2115
デンタルケアオフィスクラルテ流山おおたかの森	おおたかの森東 4-37-26 エレガントマノワール店舗 1F102	歯・矯	7197-7024
Dental One おおたかの森	おおたかの森西 1-2-2 サクラテラス 4F	歯・小歯・矯・歯口	7186-7724

資料 110 市給水拠点一覧

(令和 3 年 11 月現在)

名 称	応急給水栓 の有無	所 在 地	自家発電の状況 燃料の種類・貯蔵量	貯水量 上段：最大値 下段：最小値
おおたかの森浄水場	有	おおたかの森西1-19	A重油・10,000リットル	10,500m <sup>3</sup> 1,050m <sup>3</sup>
西平井浄水場	有	西平井1-25-1	A重油・3,000リットル	17,000m <sup>3</sup> 2,550m <sup>3</sup>
江戸川台浄水場	有	江戸川台東1-255-1	A重油・1,900リットル	10,000m <sup>3</sup> 3,400m <sup>3</sup>
東部浄水場	有	名都借391	軽油・900リットル	2,400m <sup>3</sup> 810m <sup>3</sup>
西深井小学校	有	西深井67-1		
東深井小学校	有	東深井879-2		
西初石小学校	有	西初石4-347		
小山小学校	有	おおたかの森東2-5-3		
流山北小学校	有	加1-795-1		
南流山小学校	有	木487		
長崎小学校	有	野々下2-10-1		
向小金小学校	有	向小金3-149-1		
流山小学校	有	流山4-359		
新川小学校	有	中野久木339		
八木南小学校	有	芝崎92		
八木北小学校	有	美田208		
江戸川台小学校	有	江戸川台東3-11		
東小学校	有	名都借856		
鱒ヶ崎小学校	有	鱒ヶ崎7-1		
おおたかの森小学校	有	おおたかの森西2-13-1		
おおぐろの森小学校	有	大畔316-1		
南部中学校	有	加3-600-1		
北部中学校	有	中野久木577		
東部中学校	有	名都借865		
常盤松中学校	有	東初石3-134		
東深井中学校	有	東深井47		
八木中学校	有	古間木210-2		

西初石中学校	有	西初石4-455-1
南流山中学校	有	流山2539-1

注) 貯水量は、使用状況により変動するため、最大、最小値を記載した。

貯水量の最小値合計 7,810m<sup>3</sup> は、市民1人1日当たり3リットルとすると概ね15日間分に相当する。

資料 111 災害用井戸設置状況

設置場所	所在地	地域区分	設置数	設置年度
新川小学校	中野久木 339	北部	1 基	平成 11 年度
江戸川台小学校	江戸川台東 3-11	北部	1 基	平成 9 年度
東深井小学校	東深井 879-2	北部	1 基	平成 13 年度
西深井小学校	西深井 67-1	北部	1 基	平成 13 年度
北部中学校	中野久木 577	北部	1 基	平成 17 年度
東深井中学校	東深井 47	北部	1 基	平成 20 年度
北部公民館	美原 1-158-2	北部	1 基	平成 23 年度
八木北小学校	美田 208	中部	1 基	令和元年度
西初石小学校	西初石 4-347	中部	1 基	平成 14 年度
小山小学校	おおたかの森東 2-5-3	中部	1 基	平成 20 年度
おおたかの森小・中学校	おおたかの森西 2-13-1	中部	1 基	平成 26 年度
おおぐろの森小学校	大畔 324	中部	1 基	令和 2 年度
常盤松中学校	東初石 3-134	中部	1 基	平成 18 年度
西初石中学校	西初石 4-455-1	中部	1 基	平成 10 年度
おおぐろの森中学校	大畔 581	中部	1 基	令和 3 年度
初石公民館	西初石 4-381-2	中部	1 基	平成 22 年度
上新宿防災広場	上新宿 319-7	中部	1 基	平成 25 年度
大堀川水辺公園	おおたかの森東 3-9	中部	1 基	令和元年度
十太夫近隣公園	おおたかの森北 3-7	中部	1 基	令和 3 年度
流山小学校	流山 4-359	南部	1 基	平成 12 年度
鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎 7-1	南部	1 基	平成 9 年度
流山北小学校	加 1-795-1	南部	1 基	平成 8 年度
南流山小学校	木 487	南部	1 基	平成 11 年度
南部中学校	加 3-600-1	南部	1 基	平成 19 年度
南流山中学校	流山 2539-1	南部	1 基	平成 16 年度
中央公民館	加 1-16-2	南部	1 基	平成 24 年度
南流山センター	南流山 3-3-1	南部	1 基	平成 21 年度
新東谷防災広場	流山 965-1	南部	1 基	平成 23 年度
南流山中央公園	南流山 3-14	南部	1 基	平成 30 年度
八木南小学校	芝崎 92	東部	1 基	平成 12 年度
東小学校	名都借 856	東部	1 基	平成 8 年度
向小金小学校	向小金 3-149-1	東部	1 基	平成 10 年度
長崎小学校	野々下 2-10-1	東部	1 基	平成 19 年度
東部中学校	名都借 865	東部	1 基	平成 16 年度
八木中学校	古間木 210-2	東部	1 基	平成 18 年度

東部公民館	名都借 756-4	東部	1 基	平成 25 年度
総合運動公園	野々下 1-40-1	東部	1 基	平成 28 年度

## 資料 112 防災備蓄倉庫の設置状況

(令和 4 年 4 月現在)

### 北部地域

名 称	住 所	床面積(㎡)	構 造	設置年度
新川小学校防災備蓄倉庫	中野久木 339	56.00	耐火造	平成 16 年度
江戸川台小学校防災備蓄倉庫	江戸川台東 3-11	55.40	耐火造	平成 16 年度
東深井小学校防災備蓄倉庫	東深井 879-2	25.90	耐火造	平成 20 年度
西深井小学校防災備蓄倉庫	西深井 67-1	32.89	耐火造	平成 22 年度
北部中学校防災備蓄倉庫	中野久木 577	14.40	アルミ合金	平成 27 年度
東深井中学校防災備蓄倉庫	東深井 47	63.75	耐火造	平成 19 年度
北消防署防災備蓄倉庫	美原 2-139-1	13.80	耐火造	平成 5 年度

### 中部地域

名 称	住 所	床面積(㎡)	構 造	設置年度
八木北小学校防災備蓄倉庫	美田 208	13.96	スチール造	令和元年度
西初石小学校防災備蓄倉庫	西初石 4-455-1	13.83	スチール造	平成 27 年度
小山小学校防災備蓄倉庫	十太夫 97-1	46.60	耐火造	平成 21 年度
おおたかの森小・中学校防災備蓄倉庫	市野谷 621-1	90.10	耐火造	平成 26 年度
おおぐろの森小学校防災備蓄倉庫	大畔 316-1	51.94	耐火造	令和 2 年度
常盤松中学校防災備蓄倉庫	東初石 3-134	14.40	アルミ合金	平成 26 年度
西初石中学校防災備蓄倉庫	西初石 4-455-1	63.75	耐火造	平成 14 年度
おおぐろの森中学校防災備蓄倉庫	大畔 581	50.51	耐火造	令和 3 年度
流山高等学校防災備蓄倉庫	東初石 2-98	14.40	アルミ合金	平成 28 年度
流山おおたかの森高等学校防災備蓄倉庫	大畔 275-5	18.54	スチール造	令和元年度
コミュニティプラザ防災備蓄倉庫	大畔 25-17	18.54	スチール造	令和 2 年度
スターツおおたかの森ホール	おおたかの森北 1-2-1	10.97	耐火造	平成 30 年度
上新宿地区市有地防災広場防災備蓄倉庫	上新宿 319-7	14.40	アルミ合金	平成 27 年度
流山市上下水道局	おおたかの森西 1-19	11.62	スチール造	令和 3 年度

南部地域

名 称	住 所	床面積(㎡)	構 造	設置年度
流山小学校防災備蓄倉庫	流山 4-359	18.54	スチール造	令和元年度
鱈ヶ崎小学校防災備蓄倉庫	鱈ヶ崎 7-1	14.40	アルミ合金	平成 29 年度
流山北小学校防災備蓄倉庫	加 1-795-1	14.40	アルミ合金	平成 28 年度
南流山小学校防災備蓄倉庫	木 487	18.54	スチール造	令和元年度
南部中学校防災備蓄倉庫	加 3-600-1	14.40	アルミ合金	平成 27 年度
南流山中学校防災備蓄倉庫	流山 2539-1	33.75	耐火造	平成 20 年度
流山南高等学校防災備蓄倉庫	流山 9-800-1	18.54	スチール造	令和 2 年度
文化会館前防災備蓄倉庫	加 1-16-2	14.40	アルミ合金	平成 22 年度
生涯学習センター	中 110	39.74	スチール造	令和 3 年度
東谷地区市有地防災広場防災備蓄倉庫	流山 965-1	14.40	アルミ合金	平成 23 年度
南消防署防災備蓄倉庫	南流山 3-9-6	17.64	耐火造	平成 3 年度

東部地域

名 称	住 所	床面積(㎡)	構 造	設置年度
八木南小学校防災備蓄倉庫	芝崎 92	18.54	スチール造	令和元年度
東小学校防災備蓄倉庫	名都借 865	14.40	アルミ合金	平成 26 年度
向小金小学校防災備蓄倉庫	向小金 3-149-1	20.70	鉄骨造	平成 21 年度
長崎小学校防災備蓄倉庫	野々下 2-10-1	14.40	アルミ合金	平成 29 年度
東部中学校防災備蓄倉庫	名都借 865	64.80	耐火造	平成 15 年度
八木中学校(古間木収蔵庫)防災備蓄倉庫	古間木 213-1	56.80	木造	平成 17 年度
市民総合体育館防災備蓄倉庫	野々下 1-29-4	77.80	耐火造	平成 27 年度
木の図書館防災備蓄倉庫	名都借 313-1	14.40	耐火造	平成 23 年度
東消防署防災備蓄倉庫	前ヶ崎 449-1	13.80	耐火造	平成 4 年度







資料 114 市の保有する救急・救助資機材一覧表

(令和3年4月現在)

機 器 名		保 有 数 量					
		計	本 部	中央署	東 署	南 署	北 署
消 防 ・ 救 助 用 器 具 等	ライフジャケット	39		18	7	8	6
	フォグガン	11		4	3	2	2
	フォームショットガン	5		1	2	1	1
	ポートパワー	2		1	1		
	大型油圧救助器具	5		2	1	1	1
	マンホール救助器具	1			1		
	マット型空気ジャッキ	3		1	1		1
	エアーツー	4		1	1	1	1
	エンジンカッター	4		1	1	1	1
	チェーンソー	13		5	3	2	3
	救命索発射銃	2		1		1	
	緩降機	2		2			
	ファイバースコープ	2		1	1		
	酸素呼吸器	5		5			
	送排風機	1		1			
	加圧排煙機	2		1	1		
	スケッドベーシックレスキューシステム	2		1	1		
	インパルス	3		1	1	1	
	救 急 用 器 具	手動式人工呼吸器 (BVM)	32		6	7	9
電池式吸引器		8		2	1	2	3
スクープストレッチャー		12		3	2	3	4
バックボード		19		6	2	4	7
背板		8		2	1	3	2
観察モニター		7		2	1	2	2
血圧計		24		4	3	8	9
喉頭鏡		14		3	2	5	4
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡		4			1	1	2
輸液ポンプ		7		2	1	2	2
血糖値測定器		10		2	2	3	3
半自動除細動器		7		2	1	2	2
自動式心マッサージ器		5		1	1	1	2
静脈採血注射モデル		1			1		
応急手当訓練用人形 (成人)		18		5	4	5	4
応急手当訓練用人形 (小児)		13		4	1	4	4
応急手当訓練用人形 (乳児)		19		6	1	6	6
応急手当訓練用AED		15		6	3	3	3
蘇生訓練生体シミュレーター	2		1		1		
測 定 器 具	複合ガス測定器	14		5	3	3	3
	有毒性ガス検知器	1		1			
	ピトーゲージ	1	1				
	ロープ張力計	1		1			
	放射線測定器	8	4	4			
	個人線量計	28	16	12			
	ノズル水圧測定器	1	1				
	北川式ガス検知器	5	1	1	1	1	1
そ の 他	エアータント	3	2				1
	移動貯水槽 (組立式)	5		1	1	1	2
	化学防護服	8		8			
	放射線防護服	4		4			
	防毒衣	16		8	8		
	耐熱服	8		8			
	オイルフェンス	4		2		2	
	舟艇	4		1	1	1	1
	圧縮空気充填装置	1		1			
	削岩機	3		1		1	1

**資料 115 ゴミ収集車一覧表**

(令和3年3月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1日の収集能力※	備 考
塵芥車(パッカー車)	2.50t	8台	1回あたり50t	民間
塵芥車(パッカー車)	2.80t	0台		民間
塵芥車(パッカー車)	3.00t	12台		民間
塵芥車(平ボディ車)	2.00t	4台	1回あたり8t	民間
塵芥車(ダンプ)	2.00t	5台	1回あたり10t	民間
計		29台	1回あたり68t	

※ 現在の収集委託業者に確認したところ、1日あたり4回程度往復できるとのこと。  
ただし、道路事情等は考慮していない。

**資料 116 し尿収集車一覧表**

(令和3年3月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1日の収集能力	備 考
バキュームカー	1.80kl	1台	1回あたり1.80kl	民間
バキュームカー	2.70kl	3台	1回あたり8.10kl	民間
バキュームカー	3.00kl	1台	1回あたり3.00kl	民間
計		5台	1回あたり12.90kl	

資料 117 市保有車両一覧表

(令和 4 年 1 月末現在)

車 種	台 数	担当課
大型特殊自動車	1 台	専用車 ・道路管理課 (ショベル・ローダ)
小型特殊自動車	1 台	専用車 ・道路管理課 (道路作業車)
特殊自動車	4 台	専用車 ・クリーンセンター (フォークリフト) ・クリーンセンター (フォークリフト) ・クリーンセンター (バックホー(ミニショベル)) ・クリーンセンター (ホイールローダー)
軽貨物自動車	28 台	共用車 7 台 (財産活用課) 専用車 ・健康増進課 5 台 ・図書館 2 台、博物館 1 台、コミュニティ課 2 台 ・公民館 3 台、道路管理課 (ダンプ) 4 台 ・クリーンセンター 2 台、社会福祉課 1 台 ・教育総務課 1 台
軽乗用自動車	73 台	共用車 13 台 (財産活用課) 専用車 ・教育総務課 (学校用) 24 台、介護支援課 11 台 ・保育課 6 台、子ども家庭課 3 台、資産税課 2 台 ・社会福祉課 3 台、税制課 1 台、障害者支援課 2 台 ・コミュニティ課 2 台、指導課 2 台 ・高齢者支援課 3 台 ・児童発達支援センター 1 台
小型貨物自動車	31 台	共用車 7 台 (財産活用課) 専用車 ・道路管理課 (トラック、ダンプ含む) 5 台 ・クリーンセンター 5 台、健康増進課 3 台 社会福祉課 1 台 ・博物館 2 台、道路建設課 1 台 ・障害者支援課 1 台、環境政策課 2 台 ・スポーツ振興課 1 台、公民館 1 台 ・みどりの課 1 台、健康増進課 1 台

車 種	台 数	担当課
小型乗用自動車	6 台	共用車 3 台（財産活用課） 専用車 生涯学習課 2 台 ・ 障害者支援課 1 台
普通貨物自動車	3 台	専用車 ・ 道路管理課（ダンプ）2 台、博物館 1 台
普通乗用自動車	5 台	専用車 ・ 財産活用課 3 台、防災危機管理課 1 台 ・ 環境政策課（電気自動車）1 台
普通特種自動車	1 台	専用車 ・ 道路管理課（バキュームダンパー）1 台
普通乗合自動車	4 台	専用車 ・ 児童発達支援センター3 台、高齢者支援課 1 台
合 計	157 台	

注) 消防関係及び上下水道局車両を除く。

(上下水道局のみ)

車 種	台 数
軽貨物自動車	2 台
小型貨物自動車・バン	6 台
小型貨物自動車・トラック	1 台
普通特種自動車	2 台

車両名称	配置先	無線 電話	拡声 装置	乗車 定員	摘要	
消防本部・消防署	連絡車	消防総務課			5	
	連絡車	消防総務課			7	ワゴンタイプ
	査察車	予防課	○	○	5	
	査察調査車	予防課	○	○	5	ワゴンタイプ
	指導車	予防課			4	軽ワゴンタイプ
	指令車	消防防災課	○	○	5	
	連絡車	消防防災課			8	ワゴンタイプ
	指揮車	中央署	○	○	8	
	ポンプ車	中央署	○	○	5	
	ポンプ車	東署	○	○	6	水槽付
	ポンプ車	東署	○	○	6	
	ポンプ車	南署	○	○	6	水槽付
	ポンプ車	南署	○	○	5	
	ポンプ車	南署	○	○	6	水槽付
	ポンプ車	北署	○	○	6	水槽付
	ポンプ車	北署	○	○	6	
	救急車	中央署	○	○	7	
	救急車	中央署	○	○	7	
	救急車	東署	○	○	7	
	救急車	南署	○	○	7	
	救急車	北署	○	○	7	
	救急予備車	北署	○	○	7	
	救助工作車	中央署	○	○	6	
	化学車	中央署	○	○	6	
	梯子車	中央署	○	○	6	40m級
	大型水槽車	中央署	○	○	3	10,000Lタンク
	資機材搬送車	東署	○	○	3	2t車クレーン付
暮らし車両	中央署			6		
牽引車	南署	○	○	5	(ホートトレー用)	

車両名称		配置先	無線 電話	拡声 装置	乗車 定員	摘要
・ 消防本部	連絡車	中央署			8	ワゴンタイプ
	マイクロバス	中央署			29	
	連絡車	東署			10	
	連絡車	南署			5	
	連絡車	北署			10	
消防団	積載車	本部		○	4	軽自動車
	司令車	本部		○	7	
	ポンプ車	第1分団		○	8	
	積載車	第2分団		○	6	
	積載車	第3分団		○	6	
	ポンプ車	第4分団		○	7	
	積載車	第5分団		○	6	
	積載車	第6分団		○	8	
	ポンプ車	第7分団		○	8	
	積載車	第8分団		○	8	
	積載車	第10分団		○	8	
	積載車	第11分団		○	6	
	積載車	第12分団		○	8	
	積載車	第13分団		○	8	
	ポンプ車	第14分団		○	8	
	積載車	第15分団		○	8	
	積載車	第16分団		○	8	
	積載車	第17分団		○	8	
	積載車	第18分団		○	6	
	積載車	第19分団		○	6	
	積載車	第20分団		○	8	
	ポンプ車	第21分団		○	8	
	ポンプ車	第22分団		○	7	
ポンプ車	第23分団		○	8		

資料 118 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償

令和元年度災害救助基準

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上



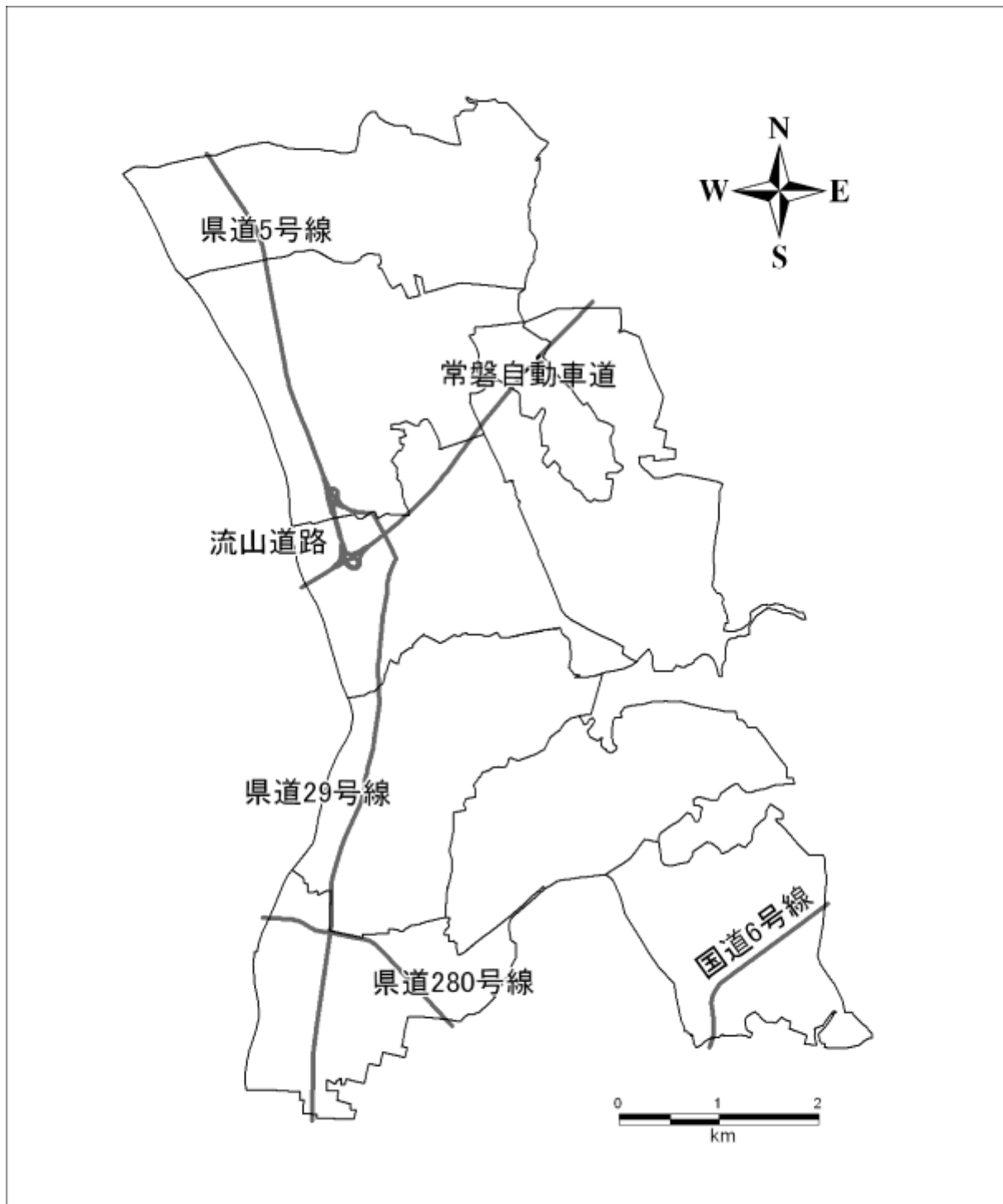
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内  検案、教護班以外は償行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として教護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10            ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9            ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8            ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7            ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6            ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5            ト 5億円を超える部分の金額については100分の4         </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



資料 119 緊急輸送道路ネットワーク図



## 資料 120 緊急通行車両の事前届出、確認手続き等

緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱  
(抜粋)

### 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

#### ① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

#### (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

- ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- イ 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

#### (ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h. 緊急輸送の確保に関する事項
- i. その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

#### (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a. 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d. 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e. 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのあ

る地域における社会秩序の維持に関する事項

- f. 緊急輸送の確保に関する事項
- g. 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h. その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

## (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

### ア 事前届出の申請

#### (ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

#### (イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

#### (ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

### イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)のア及びイについて審査するものとする。

### ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

### エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書し、再交付するものとする。

### オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

## ② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行き、その確認方法については、次のとおり行うものとする。

### (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

#### ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の①の(1)のア及びイ(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申署等）を添えて行うものとする。

エ 確認

- (ア) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (イ) 前記第2①(1)イ(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	総防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記②(1)と同様に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記②(2)アからウまでと同様に行い、前記第2①(1)イ(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記②(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者及び申請先

前記①(2)ア(ア)及び(イ)の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書(別記第8号様式)2通に、次の書類を添えて行うものとする。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの)。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の利用者による届出に限って受理すること



とし、写真は重機を積載した状況のものとする。

#### イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記（１）について審査するものとする。

#### ウ 届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届出済証（別記８号様式。以下「除外届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

#### エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記①（２）エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続きに準用する。

### ⑤ 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

#### （１）事前届出車両の確認

##### ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

##### イ 確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない規定除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

（イ）他の公安委員かが発行した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

（ウ）確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して１か月後の日とする。

#### （２）事前届出車両以外の車両に係る確認

##### ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

##### イ 対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

（ア）燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

（イ）路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が１１人以上であることを確認する。

（ウ）霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

（エ）一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送す

ることを確認する。

- a 医薬品、医療機器、医療資材等
- b 食料品、日用品等の消費財
- c 建築用資材
- d 金融機関の現金
- e 家畜の飼料
- f 新聞、新聞用ロール紙

(オ) 警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記④（1）及び⑤（2）イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第11号様式）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

第1号様式

( 警察署 ) 受理番号 号

災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書 年 月 日  千葉県公安委員会 様 申請者住所  委託 <input type="checkbox"/> 氏名 印		災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日  千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号		備考	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
1 警報(避難勧告)の発令、伝達、避難の勧告、指示			
2 消防、水防その他の応急措置			
3 救難(救護)、救助その他保護			
4 児童・生徒の応急教育			
5 施設、設備の応急復旧(整備・点検)			
6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置			
7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持			
8 緊急輸送確保のための措置			
9 その他災害発生の防弊、拡大防止等(具体的に場所を記載)			
10 緊急輸送( 人)			
※ 品名 1 飲料水・餅 2 建築資材 3 衣料・寝具 4 日用品 5 医薬品 6 その他( )			
使用者	住所		
	氏名		
出 発 地			
備 考			

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

地震防災 応急対策用 災害 <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両等確認申請書</h2> 年 月 日 千葉県知事 殿 千葉県公安委員会 申請者住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告指示</li> <li>2 消防、水防その他の応急措置</li> <li>3 救難(救護)、救助その他保護</li> <li>4 児童・生徒の応急の教育</li> <li>5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検)</li> <li>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</li> <li>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</li> <li>8 緊急輸送確保のための措置</li> <li>9 その他災害発生の防衛、拡大防止等 (具体的に備考欄へ記載)</li> <li>10 緊急輸送( 人)</li> </ol> ※品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )
使用者	住所 氏名 ( ) 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出発地 <span style="float: right;">目的地</span>
備考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

21



15

- 備考 1 色彩は、記号を黄色「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

# 緊急通行車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事  
千葉県公安委員会

印

自動車登録番号		
車両の用途  (緊急輸送を行う 車両にあつては 輸送人員又は品名 を記載)	1 警報の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置  (具体的に備考欄へ記載)  10 緊急輸送 (        ) 人 ※品名 1 飲料水・食糧    2 建築資材等    3 衣料・寝具 4 日用雑貨品    5 医薬品    6 その他 (        )	
使用者	住所	
	氏名	(        ) 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を (        ) に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

# 緊急輸送車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事  
千葉県公安委員会



自動車登録番号		
車両の用途  (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震予知情報の発令及び伝達、避難の勧告、指示</li> <li>2 消防、水防その他の応急措置</li> <li>3 応急の救護その他保護</li> <li>4 施設及び設備の整備・点検</li> <li>5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</li> <li>6 緊急輸送確保のための措置</li> <li>7 清掃、防疫、保健衛生、その他必要な整備</li> <li>8 その他地震災害の発生の防止又は軽減 <span style="display: block; text-align: right;">(具体的に備考欄へ記載)</span></li> <li>9 緊急輸送 (        ) 人</li> </ol> <p>※品名 1 飲料水・食糧    2 建築資材等    3 衣料・寝具 4 日用雑貨品    5 医薬品    6 その他 (        )</p>	
使用者	住所	
	氏名	(        ) 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
2 緊急輸送の場合は、輸送人員を (        ) に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

## 資料 121 緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨

(緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規(交規)第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日)

### 1 目的

災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 33 条の規定により、知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 確認対象車両

確認対象車両は、次の業務に従事するもののうち、災害応急対策のため必要と認められる車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (2) 消防、水防、その他の保護に関するもの
- (3) 災害地の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

### 3 確認事務処理者

緊急通行車両の確認事務は、次表のとおりとする。

区分	確認事務処理者	担 当
知 事	総務部地震対策課長 支庁総務課長	1 本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)で所有する車両の確認は総務部地震対策課長が行う。 2 出先機関(公営企業及び教育庁の出先機関を含む。)及び市町村で所有する車両の確認は、支庁総務課長が行う。 3 前 2 項に規定する車両以外の確認
公安委員	交通部交通規制課長 交通部高速道路交通警察隊長 警察署長	前記 2 の確認対象車両に規定する車両



#### 4 緊急車両の確認並びに標章及び証明書の交付

- (1) 確認事務処理者は、使用者等から緊急通行車両等確認申請書（別紙 1）により確認申出を受けた場合、当該車両が前記 2 の確認対象車両に該当していること及び車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあつては、輸送人員又は品名。）及び車両の使用者等が適切であるかどうかの審査を行う。
- (2) 確認事務処理者は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両の標章（別紙 2）及び緊急通行車両等確認証明書（別紙 3）（以下「標章等」という。）を交付する。

#### 5 標章等の再交付

緊急通行車両として確認を受けた車両の使用者等から標章等の亡失、破損等の届出があつたときは、前記 4 に準じ標章等の再交付を行うものとする。

#### 6 使用者等に対する指導等

使用者等に標章等を交付する場合、次の事項を教示するものとする。

- (1) 標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側のウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付すること。
- (2) 緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備えつけ、現場警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること。
- (3) 次の各号の一に該当するとき、速やかに標章等を確認事務処理者に返還しなければならないこと。
  - ア 緊急通行車両としての業務を終了したとき
  - イ 緊急通行車両確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
  - ウ その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき

資料 122 地下水汲み上げに関する許可基準等

法令等の名称	許可基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口断面積	
工業用水法	650m以深	21cm <sup>2</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水 (「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。)</li> </ul>
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m以深	21cm <sup>2</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷房用水</li> <li>暖房用水</li> <li>車庫に設けられた洗車設備用水</li> <li>公衆浴場用水(浴室の床面積の合計 150 m<sup>2</sup>以上)</li> </ul> 吐出口断面積が 6cm <sup>2</sup> を超えるもの
千葉県環境保全条例	250m以深 (流山市)	21cm <sup>2</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水</li> <li>鉱業用水</li> <li>建築物用地地下水</li> <li>水道用水</li> <li>農業用水</li> <li>ゴルフ場(10ha以上)での散水用水</li> </ul> 吐出口断面積が 6cm <sup>2</sup> を超えるもの

注) 避難場所や医療機関等における必要な最小限の用水については、一定の条件を備えた井戸に限り設置できる。

## 資料 123 文化財一覧

### 1 千葉県指定文化財一覧

名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
安蒜家板石塔婆	2 基	西深井 261	個人	昭和 55.2.22	有形考古
流山ののみりん醸造用具	121 点	市立博物館蔵 加 1-1225-6	流山市	平成 11.3.30	有形民俗

### 2 流山市指定文化財一覧

#### (1) 流山市指定有形文化財

名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
諏訪神社(本殿・幣殿・拝殿)	1 棟	駒木 657	諏訪神社	昭和 55.3.31	建造物
東福寺二十一仏板碑	1 基	鱒ヶ崎 1033	東福寺	昭和 55.3.31	建造物
成顕寺鰐口	1 口	駒木 224	成顕寺	昭和 55.3.31	工芸
木造愛染明王坐像	1 軀	中 58-1	光明院	昭和 56.2.24	彫刻
菩薩形坐像	1 軀	流山 6-651	光明院	昭和 59.3.30	彫刻
観音菩薩坐像	1 軀	名都借 980	広寿寺	昭和 59.3.30	彫刻
観音菩薩立像	1 軀	桐ヶ谷 230	西栄寺	昭和 59.3.30	彫刻
阿彌陀如来坐像	1 軀	桐ヶ谷 230	西栄寺	昭和 59.3.30	彫刻
鬼子母神立像 及び十羅刹女立像	11 軀	西平井 1-18-3	本覚寺	昭和 59.3.30	彫刻
日蓮上人坐像	1 軀	駒木台 185	法栄寺	昭和 59.3.30	彫刻
金剛力士立像	2 軀	鱒ヶ崎 1033	東福寺	昭和 59.3.30	彫刻
金剛力士立像	2 軀	名都借 1024-1	清瀧院	昭和 59.3.30	彫刻
阿彌陀如来立像付千体阿彌陀如来立像	1001 軀	鱒ヶ崎 1033	東福寺	昭和 59.3.30	彫刻
阿彌陀如来立像付千体阿彌陀如来立像及 び結縁交名木札	一括	鱒ヶ崎 1033	東福寺	平成 21.12.9 追加指定	彫刻
石造十二神将	12 軀	市野谷 563-1	円東寺	昭和 62.6.4	彫刻
富士塚	1 基	流山 1-153	浅間神社	昭和 62.6.4	建造物
額	1 面	流山 4-359	流山市	昭和 63.4.5	歴史
鬼瓦	7 点	流山 4-359	流山市	昭和 63.4.5	歴史
鬼瓦	7 点	中野久木 339	流山市	昭和 63.4.5	歴史
絹本著色不動明王及び二童子像	1 幅	名都借 1024-1	清瀧院	平成 2.12.4	絵画
紙本淡彩大日如来像	1 幅	鱒ヶ崎 1033	東福寺	平成 2.12.4	絵画
紙本著色釈迦涅槃図	1 幅	駒木 224	成顕寺	平成 2.12.4	絵画
絹本著色釈迦十六善神像付 外箱及び版本大般若経	1 幅	桐ヶ谷 230	西栄寺	平成 2.12.4	絵画
絹本著色道興大師像	1 幅	鱒ヶ崎 1033	東福寺	平成 2.12.4	絵画
紙本著色日蓮上人像	1 幅	流山 2-130	常与寺	平成 2.12.4	絵画
鱒ヶ崎三本松古墳の碑 (下総國鱒ヶ崎邨古冢碑)	1 基	鱒ヶ崎 4 号公園内 鱒ヶ崎 1-9	流山市	平成 15.3.31	建造物
吉野 誠 写真資料	2193 点	市立博物館蔵 加 1-1225-6	流山市	平成 16.7.6	歴史
古間木山王塚二十一仏板碑	1 基	非公表	個人	平成 20.5.7	建造物
上貝塚二十一仏板碑	1 基	市立博物館蔵 加 1-1225-6	流山市	平成 20.5.7	建造物
呉服 ましや土蔵	1 棟	加 6-1300	個人	平成 26.9.5	建造物
赤城神社本殿 附棟札・木札及び橋掛り	本殿 1 棟 棟札 2 枚 木札 1 枚 橋掛り 1 か所	流山 6-649	赤城神社	平成 27.3.30	建造物
流山 2 丁目閻魔堂木造閻魔堂王座像	1 軀	流山 2-116	個人	平成 29.3.31	建造物
流山 2 丁目閻魔堂附 寄附扁額	1 棟 2 枚	流山 2-110	個人	令和 2.3.3	建造物

## (2) 流山市指定有形民俗文化財

名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
浄蓮寺 小絵馬	1式	野々下1丁目159	浄蓮寺	昭和62.6.4	
「梅の図」絵馬	1面	大畔297	天神社	昭和62.6.4	
「俵藤太百足退治の図」絵馬	1面	鱒ヶ崎1033	東福寺	昭和62.6.4	
流山三丁目庚申講関係資料	113点	流山3-222地先,349	流山三丁目自治会	昭和23.7.19	

## (3) 流山市指定無形民俗文化財

名称	伝承地	実施期日	指定年月日	備考
鱒ヶ崎おびしや行事	鱒ヶ崎雷神社	1月	昭和52.12.22	
ヂンガラ餅行事	三輪野山三輪茂侶神社	1月	昭和52.12.22	
大しめ縄行事	流山6丁目赤城神社	10月	昭和54.1.23	

## (4) 流山市指定記念物

名称	所在地	所有者	指定年月日	備考
小林一茶寄寓の地	流山6丁目670-1 (一茶双樹記念館)	流山市	平成2.12.4	史跡
光明院のタラヨウ	流山6丁目651	光明院	平成28.9.5	記念物
赤城神社の社叢林	流山6丁目649	赤城神社	平成28.9.5	記念物

## 3 国登録有形文化財

名称	員数	所在地	指定年月日	備考
呉服新川屋店舗	1棟	加6丁目1305	平成16.11.8	建造物
寺田園旧店舗	1棟	流山2丁目101-1	平成23.7.25	建造物
笹屋土蔵	1棟	流山1丁目155-1	平成26.10.7	建造物
清水屋本店店舗兼主屋	1棟	流山2丁目26	平成26.10.7	建造物
松ヶ丘一号型街路灯	1基	松ヶ丘2-330-85	平成29.6.28	建造物
秋元家住宅土蔵	1棟	流山2-109-9	平成30.5.10	建造物

資料 124 被害の認定基準

被害区分	認定基準	備考
人 的 被 害	被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

被害区分	認定基準	備考
住家被害	<p>住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</li> <li>2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。</li> <li>3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</li> <li>4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</li> <li>5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</li> </ol>
全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</p>	

被害区分		認定基準	備考
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上 50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
	非住家被害	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。

被害区分		認定基準	備考
	文 教 施 設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
	病 院	医療法第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。	
罹災世帯		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。</li> <li>2. 一部損壊及び床上浸水の場合は計上しない。</li> </ol>	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	
道 路 被 害	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。(農業用道路、林道等は含まない)</li> <li>2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。</li> <li>3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。</li> </ol>
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	が け く ず れ		
	地 す べ り	地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号)第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	



被害区分		認定基準	備考
その他被害	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	

被害区分		認定基準	備考
その他被害	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	参考様式 【農林水産政策課】
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	参考様式 【農林水産政策課】
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	参考様式 【農林水産政策課】
	畑の冠水		参考様式 【農林水産政策課】
火 災 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

資料 125 応急救助の種類と実施者一覧表

救助の種類		実施期間	実施者
収容施設の供給	避難所	7日以内	市町村長
	応急仮設住宅	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7日以内	市町村長
	飲料水の供給	7日以内	市町村長
被服、寝具等の供（貸）与		10日以内	市町村長
医療及び助産	医療	14日以内	知事（救護班：日赤）
	助産	分べん日から7日以内	知事（救護班：日赤）
災害にかかった者の救出		3日以内	市町村長
住宅の応急修理		1か月以内完了	市町村長
学用品の供与		教科書1か月以内 文房具15日以内	市町村長
埋葬		10日以内	市町村長
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
遺体の捜索		10日以内	市町村長
遺体の処理		10日以内	知事（救護班：日赤）
障害物の除去		10日以内完了	市町村長

注) 特に必要があると認めるときは、知事の実施する救助の種類についても、市町村長に委任することがある。（災害救助法第30条）

## 資料 126 激甚災害指定基準

※ 昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

(激甚災害指定基準 昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定  
改正 平成二十八年二月九日)

### 激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 2 章（公共 土木施設災害復旧 事業等に関する特 別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.5\%$ (B 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.2\%$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入額 $\times 25\%$ (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 $\times 5\%$
激甚法 5 条（農地 等の災害復旧事業 等に係る補助の特 別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.5\%$ (B 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.15\%$ かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 $\times 4\%$ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
激甚法 6 条（農林 水産業共同利用施 設災害復旧事業費 の補助特例）	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害

激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮。</p> <p>(A 基準)            農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(B 基準)            農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの            一の都道府県内の当該被害に係る特別被害農業者数 &gt; 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 0.5%</p>
<p>激甚法 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、A B とも林業被害見積額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p> <p>(A 基準)            林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 5%</p> <p>(B 基準)            林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1%</p>

激甚災害指定基準 3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保障の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)  <small>中小企業関係被害額</small> &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>(B 基準)  <small>中小企業関係被害額</small> &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>(2) 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 &gt; 1,400 億円</p> <p>ただし、火災の場合又は中小企業関係被害額の割合は、被害の実状に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準)  <small>被災地全域滅失住宅戸数</small> &gt; 4,000 戸</p> <p>(B 基準)            次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) <small>被災地全域滅失住宅戸数</small> ≥ 2,000 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上</p> <p>(2) <small>被災地全域滅失住宅戸数</small> ≥ 1,200 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 2 割以上</p> <p>ただし、(1) (2) とも火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

激甚災害指定基準 4

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	(1) 激甚法第 2 章の措置が適用される災害 (2) 法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害のつど被害の実情に応じ個別に考慮

## 資料 127 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が次のような基準を定めている。

(局地激甚災害指定基準 昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定  
改正 平成二十八年二月九日)

### 局地激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>1 激甚法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外のもので設置した施設に係るものについて激甚法第 2 章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号～第 14 号の事業）の査定事業費の額 &gt; 当該市町村の当該年度の標準税収入×50%に該当する市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第 5 条、第 6 条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に架かる地方債について激甚法第 24 条第 2 項～第 4 項までの措置</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第 5 条第 1 項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額 &gt; 当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものは除外。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>



局地激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第 11 条の 2 の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額の 1.5 倍（ただし、林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05% の場合を除く。）</p> <p>かつ、大火による被害にあつては要復旧見込面積がおおむね 300ha、その他の災害にあつては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの。）のおおむね 25%を越える市町村が 1 以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%（ただし、被害額が 1,000 万円未満を除く。）に該当する市町村が 1 以上ある災害。ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

## 資料 128 浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第15条の規定に基づく浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、次に掲げる措置を実施する。

### (1) 洪水ハザードマップの整備

市は、浸水危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識を向上させるために、洪水時に浸水が想定される区域や想定される浸水深さ、避難場所等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。

### (2) 地下街等における警戒避難体制

#### ア 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等の範囲は、資料129に示す。

#### イ 避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

本計画に施設の名称及び所在地を定められた地下街等の管理者は、水防法第15条の2に基づき、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため、次に掲げる事項が義務づけられている。

- (ア) 単独で又は共同しての避難確保・浸水防止計画の作成
- (イ) 避難確保・浸水防止計画の市長への報告
- (ウ) 避難確保・浸水防止計画の公表
- (エ) 避難確保・浸水防止計画に基づく訓練の実施
- (オ) 自衛水防組織の設置
- (カ) 自衛水防組織の構成員及びその他事項の市長への報告

### (3) 要配慮者利用施設における警戒避難体制

#### ア 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の範囲は、資料129に示す。

#### イ 避難確保計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の管理者には、水防法15条の3に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項について義務等が課せられている。

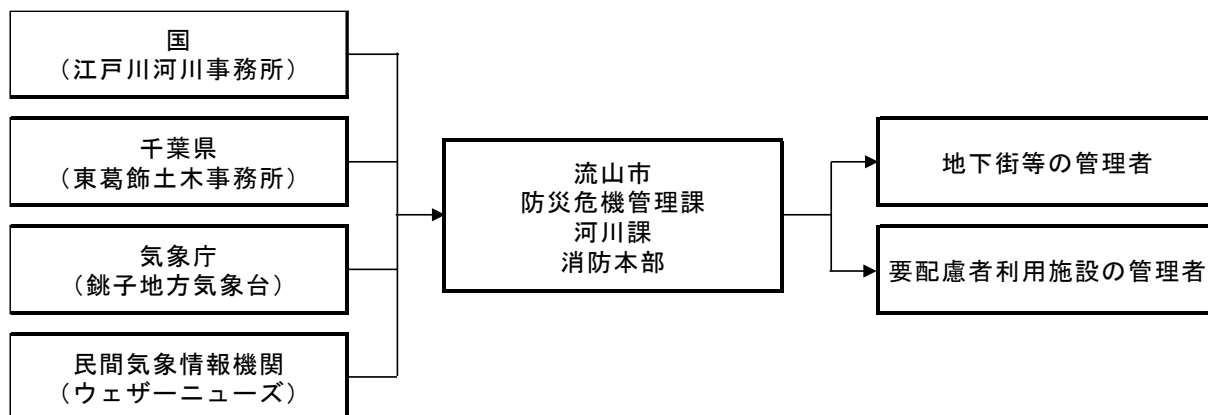
- (ア) 避難確保計画の作成（義務）
- (イ) 避難確保計画に基づく訓練の実施（義務）
- (ウ) 自衛水防組織の設置（努力義務）

避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を設置した時は、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を市長に報告しなければならない。

(4) 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は、次のとおりとし、防災無線、安心メール、Yahoo!防災速報等を用いて、河川水位情報、高齢者避難情報、避難指示情報などの防災情報を伝達する。



## 資料 129 浸水想定区域・土砂災害（特別）警戒区域内の地下街等及び要配慮者利用施設

### (1) 地下街等

名称	所在地	連絡先
つくばエクスプレス南流山駅	南流山 2-1	7158-4311
南流山駅北口地下自転車駐車場	南流山 1-27	7158-6969

### (2) 要配慮者利用施設

#### 社会福祉施設

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
西深井地域生活支援センター「すみれ」	西深井 390-1	7154-6202	○	
アースサポート南流山	木 289	7150-2444	○	
デイホームさくらの家	鱈ヶ崎 1311	7157-6950	○	
大樹デイサービス	南流山 2-25-5	7103-1910	○	
デイサービスセンター悠々らいふ流山	南流山 7-28-11	7196-7093	○	
デイサービスシルバーカレッジ流山校	平和台 4-294-1	7189-7055	○	
楽楽館パワリハスタジオ	南流山 1-24-6 菅生レジデンス 1 階	7157-2258	○	
ご長寿くらぶ流山・木デイサービスセンター	木 628-1	7197-5585	○	
ひれがさきデイサービスリハビリセンター	鱈ヶ崎 1448 第一スズキビル 1F	7158-6955	○	
デイサービスセンターでいご	こうのす台 634-1	7153-8855	○	
デイサービスセンター あざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2077	○	
樹楽流山平和台	平和台 2-8-8	7128-7353	○	
リハビリデイサービスやぎさんの家	平和台 3-6-1 1 階	7128-6156	○	
だんらんの家南流山	南流山 7-10-10	7157-3336	○	
介護老人保健施設ハートケア流山（デイケア）	小屋 146-1	7178-2200	○	
ショートステイサービスでいご	こうのす台 634-1	7153-3377	○	
ショートステイサービス あざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2200	○	
グループホーム ガーデンコート南流山	木 312	7178-6151	○	
愛の家グループホーム南流山	鱈ヶ崎 1311	7157-6970	○	
イリーゼ南流山	木 116-1	7157-6201	○	
ひまわりの家	三輪野山 1-987	7157-6251	○	
医療法人財団東京勤労者医療会いちごいちえ	下花輪 409-6 3 階	7157-2981	○	○
介護老人保健施設ハートケア流山	小屋 146-1	7178-2200	○	
特別養護老人ホーム でいご	こうのす台 634-1	7153-3377	○	
特別養護老人ホーム あざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2200	○	
かたぐるま	鱈ヶ崎 1438-4	7154-0797	○	
ただの人	東深井 688-63	7155-7261	○	

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
森の倶楽部	東深井 986-1	7178-5330	○	
ホームゆうゆう	こうのす台 1020-1	7154-8676	○	
南天の木 ひばり	下花輪 227 ホットプラザ下花輪内	7150-8808	○	
いろいろやハーモニー	平和台 3-2-15	7157-9933	○	
生活介護事業所そにあ	南流山 1-1-6 原ビルⅡ2階	7157-6640	○	
コペルプラス南流山教室	南流山 1-1-14 2階	7128-7386	○	
グループホームmy夢	南流山 1-14-7-204	7343-9350	○	
C a n v a s	南流山 2-9-12	7199-9152	○	
サンライズ	南流山 2-10-3	7158-8055	○	
放課後等デイサービスひまわり南流山	南流山 3-9-5	7197-6102	○	
このこのリーフ流山教室	流山 4-398	7154-4823	○	
放課後等デイサービスCocoro ハピネス	鯉ヶ崎 1277-2	7197-7888	○	
フラワー	加 1-1566-2 木村ビル2階	7199-2891	○	
こころ Learning	鯉ヶ崎 1275 コラゾン2階	7157-4846	○	
いろたす	鯉ヶ崎 1277-2 2階	7192-8050	○	
発達支援アフタースクールP-Skip	宮園 1-16-9 1階	7151-0860	○	
デイサービスあいな	南流山 3-6-12	7138-5381	○	
就労支援事業所 co opus	南流山 1-1-6 原ビルⅡ4階	7157-4922	○	
リハビリセンターいきいき舎南流山	南流山 4-7-6 ブラウンハイツ 1F	7168-0573	○	
相談支援事業所 PHARE	南流山 1-14-8-101	7136-2933	○	
L I G南流山	南流山 5-4-10 FINE201	7197-6102	○	
相談支援事業所サポートグランツ	南流山 6-4-4 大塚ビル 101	7193-8556	○	
こころ kids	鯉ヶ崎 1275 コラゾン 1F	7197-2390	○	
生活ホームいこい	鯉ヶ崎 1438-4-301	7158-1678	○	
かたぐるま	鯉ヶ崎 1438-4	7159-0797	○	

## 幼稚園・保育園

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
このはな幼稚園	流山2-105-2	7158-0264	○	
平和台幼稚園	平和台4-62-27	7158-5617	○	
南流山幼稚園	流山2526	7159-7050	○	
南流山そらいろ保育園	南流山7-5-1	7158-5500	○	
幼保連携型認定こども園たかさごスクールセントラル	西平井3-2-9	7159-7473	○	
幼保連携型認定こども園たかさごスクールセントラル 第一分園	南流山4-1-14 パティナー南流山1F	7159-7475	○	
認定こども園みやぞの幼稚園	宮園2-8-15	7159-2954	○	
南流山聖華保育園	南流山2-29-4	7159-3401	○	
南流山聖華保育園分園	南流山1-19-10	7159-3401	○	

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
城の星保育園	流山9-500-42	7170-2111	○	
城の星保育園分園	流山8-1177-4	7157-1151	○	
聖華いつき保育園	南流山1-17-4	7158-1145	○	
聖華いつき保育園分園	南流山4-2-9	7158-1145	○	
南流山保育園ひびき	南流山6-13-4	7199-8900	○	
南流山ちとせ保育園	流山2580-1	7157-6002	○	
南流山ナーサリースクール	南流山2-8-3	7157-8300	○	
アートチャイルドケア南流山保育園	木480(B67街区15)	7158-0123	○	
ピオーネ流山保育園	西平井2-17-1	7178-7311	○	
森のまち南流山保育園	木1413-1	7157-9900	○	
森のまちひなた保育園	南流山6-2-3	7189-8988	○	
Nest 南流山保育園	南流山2-4-1ザ・サバービア2階	7150-1236	○	
森のまちはやて保育園	木513-1	7186-7800	○	
キッズルームアリス南流山保育園	南流山2-21-6	7186-7887	○	
オハナゆめキッズハウス南流山	南流山4-13-8 MOM-HOUSE1F	7197-7642	○	
エンゼルゆめの保育園南流山	南流山1-9-14	7159-3373	○	
エンゼルみらい保育園南流山	南流山1-9-14	7157-6227	○	
キッズルームアリス南流山駅前園	南流山1-6-10	7199-8614	○	
エンゼルさくら保育室南流山	南流山4-1-16	7150-1173	○	
平和台保育所	平和台2-6-3	7158-1424	○	
かやの木保育園	大畔198	7159-2700	○	
えどがわ南流山保育園	木305	7157-8855	○	
ありす南流山保育園	大字流山2505(木B88街区6)	7197-5766	○	
エンゼルあいりす保育園	南流山1-10-1	7154-3336	○	
キッズラボ南流山園	木18(木A51街区4)	7199-2755	○	
コビープリスクールみなみながれやま	思井1-3-4	7136-1677	○	
城の星第2保育園	流山9-500-31	7197-7495	○	
流山さんびこ第3保育園	西平井2-22-5, 22-8	7197-7847	○	
森のまちあおば保育園	大字流山2525-1(木B85-1街区3)	7190-5566	○	

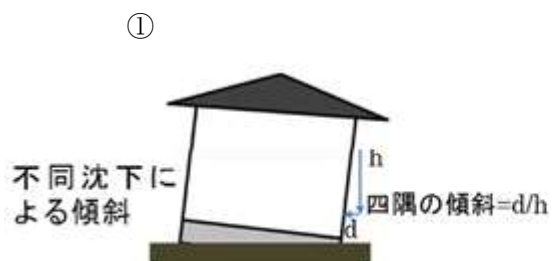
## 医療施設

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
介護老人保健施設ハートケア流山 (ショートステイ医療)	小屋146-1	7178-2200	○	
医療法人社団江陽会江陽台病院	西深井393	7153-2555	○	
医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院付属診療所	下花輪409-6	7158-7710	○	○
医療法人社団愛友会千葉愛友会記念病院	鱈ヶ崎1-1	7159-1611	○	
医療法人社団健正会南流山レディスクリニック	南流山4-6-9	7158-5191	○	

資料 130 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

表 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

被害の区分	傾斜による判定※下図① 基礎と柱が一体的に傾く（不同沈下の場合）	住家の基礎等の滑り込み による判定※下図②
全壊	$1/20 \leq$ 四隅の傾斜の平均	床上 1m まで
大規模半壊	$1/60 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/20$	床まで
半壊	$1/100 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/60$	基礎の天端下 25cm まで



※平成 23 年 5 月 2 日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」を指す  
 出典：内閣府ホームページ 災害に係る住家の被害認定：

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/nyou.html>

## 資料 131 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）

### 千葉県被害情報等報告要領

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要領は、千葉県地域防災計画（風水害等編、震災編）に基づき、千葉県災害対策本部事務局（県災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）の被害情報等の収集方法及び千葉県災害対策本部事務局へのこれら情報の報告方法と様式を定めるものとする。

##### 2 用語の定義

- (1) 本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）
- (2) 部門担当部：千葉県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- (3) 支部総務班：千葉県災害対策本部各支部総務班（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）
- (4) 事務所：千葉県災害対策本部支部各事務所（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）

表1

支部区分	災害対策本部未設置の場合
千葉支部	消防地震防災課（防災政策室）
葛南支部	葛南県民センター県政情報課
東葛飾支部	東葛飾県民センター県政情報課
北総支部 (香取・海浜を除く北総区域)	北総県民センター県政情報課
香取事務所	香取事務所
海浜事務所	海浜事務所
東上総支部 (山武・夷隅を除く東上総区域)	東上総県民センター県政情報課
山武事務所	山武事務所
夷隅事務所	夷隅事務所
南房総支部 (安房を除く南房総区域)	南房総県民センター県政情報課
安房事務所	安房事務所

- (5) 防災関係機関：指定（地方）公共機関、ライフライン機関（鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話）、その他防災上重要な施設の管理者（病院、学校、社会福祉施設等）
- (6) システム端末：千葉県総合防災情報システム端末

##### 3 報告体系

###### (1) 報告基準

所管する区域内で基準に該当する災害を覚知後、原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を迅速に報告する。

部分情報、未確認情報であっても報告するものとし、訂正、補足、修正等については、その都度迅速かつ適切に報告する。

なお、状況により、本部事務局から報告を依頼することもある。



ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が他県にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな被害をもたらしているもの。

イ 個別基準

- (ア) 震度4以上を観測した地震。
- (イ) 津波注意報又は警報が発表されたとき。
- (ウ) 風水害
  - a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
  - b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
  - c 暴風等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
- (エ) 雪害
  - a 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
  - b 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 報告先

報告先については、別表「報告先一覧」を参照する。

### (3) 報告様式の内容と報告時期

#### ア 災害緊急報告

災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害の具体的な対応状況の報告をする必要がある場合は、この様式を用いる。

#### (ア) 内容

<p><b>市町村の場合</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 庁舎等の状況</li><li>2 災害規模概況<ol style="list-style-type: none"><li>① 災害の発生場所 当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び発生日時を記入する。</li><li>② 概況<ol style="list-style-type: none"><li>a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん蓋、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況</li><li>b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況</li><li>c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況</li><li>d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況</li><li>e その他これらに類する災害の概況</li></ol></li><li>③ 被害の状況 当該災害により生じた人的被害、住家被害及び火災発生の有無について記入する。併せて、判明している事項については具体的に記入すること。</li></ol></li><li>3 応急対策の状況 当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入すること。 (例)<ul style="list-style-type: none"><li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li><li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li><li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li><li>・ボランティアセンター設置・ボランティアの活動状況</li><li>・その他関連事項</li></ul></li><li>4 措置情報<ol style="list-style-type: none"><li>① 災害対策本部等の設置状況</li><li>② 避難勧告・指示の状況</li><li>③ 避難所の設置状況</li></ol></li></ol> <p><b>部門担当部・防災関係機関の場合</b></p> <p>個別の災害現場の概況、及び当該災害の具体的な対応状況等を内容とする。</p>
---

#### (イ) 報告時期

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告することとする。

#### イ 災害総括報告

#### (ア) 内容

所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

(イ) 報告時期

a 基準時報告

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告する。

b 定時報告

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

c 確定時報告

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

d 年報

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

ウ 災害詳細報告

(ア) 内容

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、住民避難状況等）の詳細とする。

(イ) 報告時期

災害総括報告の報告時期の例によるものとする。

(4) 報告経路概要

全体の報告体系は別図「報告経路概要図」を参照する。

部門担当部の報告経路は別図「被害情報伝達経路（部門情報）」を参照する。

支部・市町村の報告経路は別図「被害情報伝達経路（支部・市町村情報）」を参照する。

(5) 被害の認定基準

別表「被害の認定基準」に基づき判定するものとする。

4 報告者の選任

(1) 県は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。

ア 総括責任者

各部で1名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。

イ 報告者

各部の班及び支部を構成する班で1名以上選任され、被害情報等の報告を取り扱う者。

(2) 市町村は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。

ア 総括責任者

各市町村において1名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。

イ 報告者

各市町村において所掌事務等を勘案して選任され、その所掌の被害情報等報告を取り扱う者。

(3) 防災関係機関は、平素から被害情報等の報告を取り扱う者を定めるように努めること。

5 通信運用

本要領による報告の電話・ファクシミリ等による通信運用は、別途定める「千葉県災害通信運用マニュアル」により行う。

- 6 システム端末による報告  
別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

## 第2 本部事務局の被害情報等収集・報告

### 1 被害情報等の収集

#### (1) 本部事務局現地派遣班による情報収集

本部事務局指揮班は状況により現地派遣班を災害現地に派遣して、現地の被害情報を収集する。

#### (2) 参集職員による情報収集

職員が参集途上で覚知した被害情報等を収集する。

#### (3) 航空機による情報収集

緊急に被害を把握する必要がある場合は、次の機関が保有するヘリコプターによる画像情報収集を依頼する。

ア 千葉市消防局

イ 千葉県警察本部

ウ 自治体

エ 自衛隊

オ その他

#### (4) 高所監視カメラによる千葉市市街地の情報収集

緊急に被害を把握する必要がある場合は、千葉市消防局が保有する高所監視カメラによる画像情報配信を依頼する。

#### (5) 部門担当部・支部総務班（事務所）からの被害情報等収集

電話、ファクシミリ又はシステム端末等により報告があった部門担当部・支部総務班（事務所）の被害情報等を取りまとめる。

#### (6) 市町村からの被害情報等収集

電話、ファクシミリ又はシステム端末等により報告があった市町村の全般的な被害状況等を取りまとめる。

#### (7) 防災関係機関からの被害情報等収集

電話・ファクシミリ等により報告があった被害情報等を取りまとめる。

又、発災直後においては、各防災関係機関のホームページから情報を収集する。

(8) 県警察本部からの被害情報等収集

電話、ファクシミリ等により通報があった被害情報等を取りまとめる。

参考 県警察の情報収集（千葉県地域防災計画より抜粋）

- (1) 警察本部長又は警察署長は、(省略) 知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。  
警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。
  - ア 災害の種類別、発生日時及び場所
  - イ 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
  - ウ 避難者の状況
  - エ 交通規制の要否
  - オ 気象等の状況
  - カ 治安状況及び警察関係被害
  - キ その他災害警備活動上必要な事項
- (2) 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。
- (3) 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、あらかじめ災害情報収集通報責任者を指定しておく。

2 被害情報等の報告

本部事務局は、収集した被害情報等を次のとおり報告・連絡を行うものとする。

(1) 消防庁への報告

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき報告を行う。

(2) 支部及び市町村等への連絡

本部事務局で取りまとめた被害情報等は、ファクシミリ等により支部及び市町村等に連絡する。

(3) 関係機関への連絡

各機関から収集した被害情報、及び県が自ら実施する応急対策の活動状況等を取りまとめの上、関係機関に連絡する。

第3 県(部門担当部・支部総務班・本部事務局現地派遣班)の報告

1 部門担当部の報告

(1) 基本事項

各部門担当部が所管する施設の種類別に、原則として市町村単位に被害状況等を取りまとめ、関係行政機関(省・庁等)及び本部事務局に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に連絡する。

なお、関係行政機関から入手した本県における被害情報等については、速やかに本部事務局に連絡することとする。

各部門担当部の出先機関については、その管理に属する施設等の被害情報を取りまとめの上、部門担当部の定めに従って報告するものとする。

(2) 報告様式

ア 災害緊急報告(様式1-2)

各部門担当部が所管する施設等に関連して、その概況について報告するものとする。

(報告対象事項の例) ※この例は、その被害の発生のおそれがある場合も報告すること。

- ・通行規制を伴う道路、橋りょう施設被害状況
- ・浸水危険性を伴う河川、海岸施設被害状況
- ・機能障害を伴う港湾、漁港施設被害状況
- ・浸水危険性を伴うダム、貯水池施設被害状況
- ・爆発、漏洩等周辺に危険を及ぼす危険物（ガス、石油類、毒劇物等）施設被害状況
- ・人的被害、住家被害及び公共施設被害を伴う土砂災害状況
- ・業務遂行に支障をきたす病院、学校、社会福祉施設等被害状況
- ・運行停止、不能を伴う輸送関連施設（鉄道、バス、空港等）被害状況
- ・供給停止、不能を伴うライフライン施設被害状況

イ 災害詳細報告<基準時報告・定時報告・確定時報告>

具体的な部門担当部ごとの報告様式については、別表「部門担当部の報告様式」を参照する。

ウ 部門別被害額総括報告<基準時報告・定時報告・確定時報告>

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、災害当初の段階においては、省略可とする。

## 2 支部総務班の報告

### (1) 基本事項

ア 部門担当部の出先機関及び管内市町村から報告があった被害情報をとりまとめの上、管内の被害情報把握を行い、本部事務局へ報告するものとする。

イ 支部の被害状況（庁舎等）及び庁舎周辺の状況について、自らも被害に関する情報収集を行うものとする。

ウ 支部の職員が、参集途上で覚知した被害情報等を収集し、報告を行うものとする。

エ 管内の出先機関職員参集状況について調査する。

オ 管内市町村の災害総括報告、災害年報等のとりまとめを行うものとする。

カ 管内市町村が被災等により情報収集が困難となった場合は、情報連絡員を現地に派遣して情報収集活動を行い、ファクシミリや支部のシステム端末により、当該市町村を代行して被害情報等を報告する。

キ 管内に事務所が設置されている支部の報告様式「災害総括報告」「支部集計様式」については、事務所区域分を除き報告事項を集計し報告する。

ク 支部を構成する事務所は、事務所区域分について、支部総務班に準じた情報収集業務を行うものとし、報告については本部事務局及び支部総務班に行うものとする。

### (2) 報告様式

ア 県支部状況報告（様式1-3）

庁舎周辺の状況及び支部管内出先機関・情報連絡員から収集した情報を災害緊急報告の報告時期の例により、この様式で報告する。

イ 県支部配備報告（様式1-4）

支部総務班は、配備指令後、迅速に配備機関の参集状況を調査し、本部事務局へ逐次報告する。なお、管内に事務所を有する支部については、事務所からの報告と集計した上で報告する。

事務所は、配備指令後、迅速に出先機関の参集状況を調査し本部事務局及び支部総務班へ報告する。

ウ 災害総括報告<確定時報告・年報>

システム端末でとりまとめた市町村の災害総括報告等を確認した旨を報告することとする。

エ 支部集計様式<定時報告>

支部総務班及び事務所は、区域内の市町村等の被害情報を取りまとめ、本部事務局へ報告する。  
具体的な報告様式の扱いについては、別表「支部の報告様式」を参照する。

(3) 市町村代行報告方法について

支部又は事務所が、市町村の報告事務を代行して、本部事務局へ報告する場合については、「第4 市町村の報告」の規定を準用する。

3 本部事務局現地派遣班の報告

(1) 基本事項

現地派遣班の運用等については、「災害時の事務処理に関する手引」を参照する。

(2) 報告様式

現地派遣班情報連絡票 (様式28)

防災行政無線、一般回線等から本部事務局指揮班に随時報告をする。

なお、庁舎倒壊、一般回線の被災等により通信不能の場合は、可搬型地球局、衛星移動車、全県移動無線、衛星携帯電話を用いて通信手段の確保をすること。

## 第4 市町村の報告

### 1 基本事項

市町村は、災害対策基本法第五十三条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第二十二条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

### 2 報告手続

(1) 報告事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

① 人的被害に関する事項

② 住家被害に関する事項

③ 非住家被害に関する事項

④ その他の被害に関する事項

⑤ り災者に関する事項

⑥ 被害額に関する事項

オ 災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

② 避難等に関する状況

③ その他必要な事項

カ 災害救助法適用の有無

キ その他必要な事項

## (2) 報告様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

但し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア 災害緊急報告（様式1-1）

イ 災害総括報告<基準時報告・定時報告・確定時報告・年報>

ウ 災害詳細報告<基準時報告・定時報告・確定時報告>

別表「市町村の報告様式」を参照する。

## (3) 留意事項

ア 緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ報告する様式の余白にその旨記入すること。

イ 地震が当該市町村において震度4未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度4以上の地震があった場合は報告をすること。

ウ 市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。

エ 市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。

オ 情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。

カ 被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。

キ 被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正確を確認するように努めること。

ク 人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

## 3 国（消防庁）への報告について

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

ア 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）

イ 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

(参考) 直接即報基準（火災・災害等即報要領より抜粋）

### 3 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

## 4 消防本部（消防の一部事務組合を含む。）の報告

市町村の報告は第4の1から3に定められているが、消防本部については災害緊急報告の報告様式を変更する。

### (1) 報告様式

ア 災害緊急報告（様式1-5）

報告内容と報告時期は、第1の3の（3）のアの例による。

但し、緊急通信欄には119番通報の殺到状況やその他緊急通信を記入するものとする。



イ その他の報告

別途本部事務局からの依頼により行うものとし、報告様式は第4の2の(2)と同じ。  
但し、この内災害緊急報告(様式1-1)の報告はしなくてよい。

## 第5 防災関係機関の報告

### 1 基本事項

防災関係機関は、その管理する施設について被害状況等を取りまとめ、県及び関係市町村に報告をする。

### 2 報告手続

#### (1) 報告事項

所管する施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について報告する。

#### (2) 報告様式

##### ア 災害緊急報告(様式1-2)

(報告対象事項の例)

- ・ 運行停止、不能を伴う輸送関連施設(鉄道、バス、空港等)被害状況
- ・ 供給停止、不能を伴うライフライン施設被害状況

※上記の例は、その被害の発生のおそれがある場合も報告するものとする。

##### イ 災害詳細報告<基準時報告・依頼に基づく報告>

- ・ 電気被害詳細報告(様式16)
- ・ 電話被害詳細報告(様式17)
- ・ ガス被害詳細報告(様式18)
- ・ その他被害詳細報告(様式20)

## システム端末による報告手続き

### 1 システム端末による報告

定時報告については、原則ファクシミリ（持参）によることとし、システム端末での報告は本部事務局からの指示により行うものとする。

確定時報告及び年報については、原則システム端末により行うこととする。

### 2 部門担当部

#### (1) 災害詳細報告

##### ア 定時報告

システム端末入力による報告の依頼があった場合、原則として1日2回9時と15時に報告を行う。

##### イ 確定時報告

部門担当部の応急対策終了後、10日以内にシステム端末に入力する。

##### ウ 年報

4月20日までにシステム端末に入力する。（部門別被害額総括報告を除く。）

但し、部門別被害額総括報告は本部事務局へ様式2-3等により報告をする。

### 3 支部総務班・事務所

#### (1) 市町村代行報告（システム端末使用時）

支部情報連絡員が収集した情報を、支部（事務所）のシステム端末で代行入力する。  
この場合、市町村の報告に準じた報告をするものとする。

#### (2) 災害総括報告・災害詳細報告の確定時報告、年報

管内市町村より報告される確定時報告、年報をシステム端末により確認し、その旨を消防地震防災課まで報告する。

### 4 市町村（対象として消防本部を除く。）

#### (1) 災害総括報告・災害詳細報告

##### ア 定時報告

システム端末入力による報告の依頼があった場合、原則として1日2回9時と15時に報告を行う。

##### イ 確定時報告

市町村の応急対策終了後、10日以内にシステム端末に入力する。

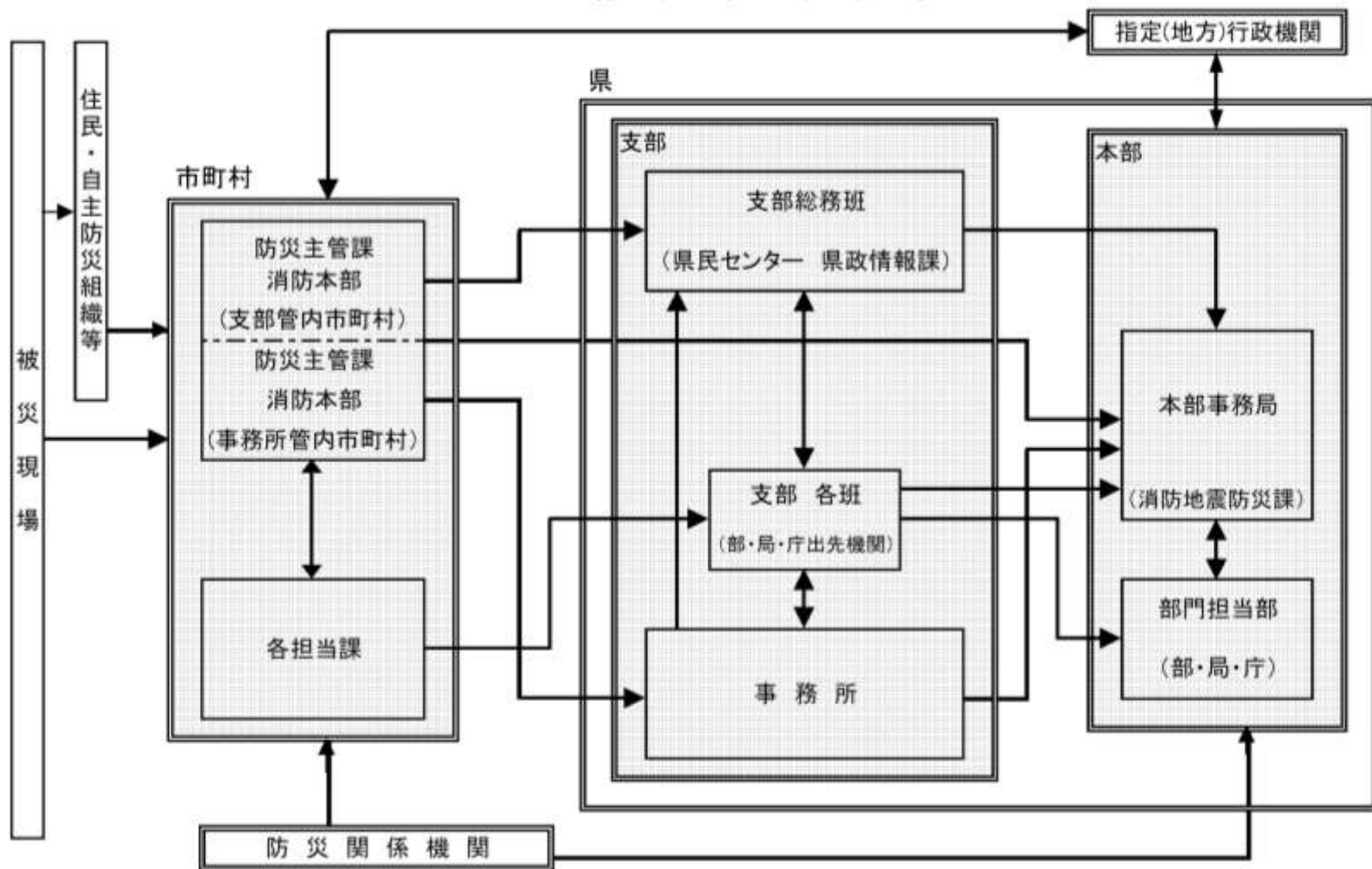
##### ウ 年報

4月20日までにシステム端末に入力する。

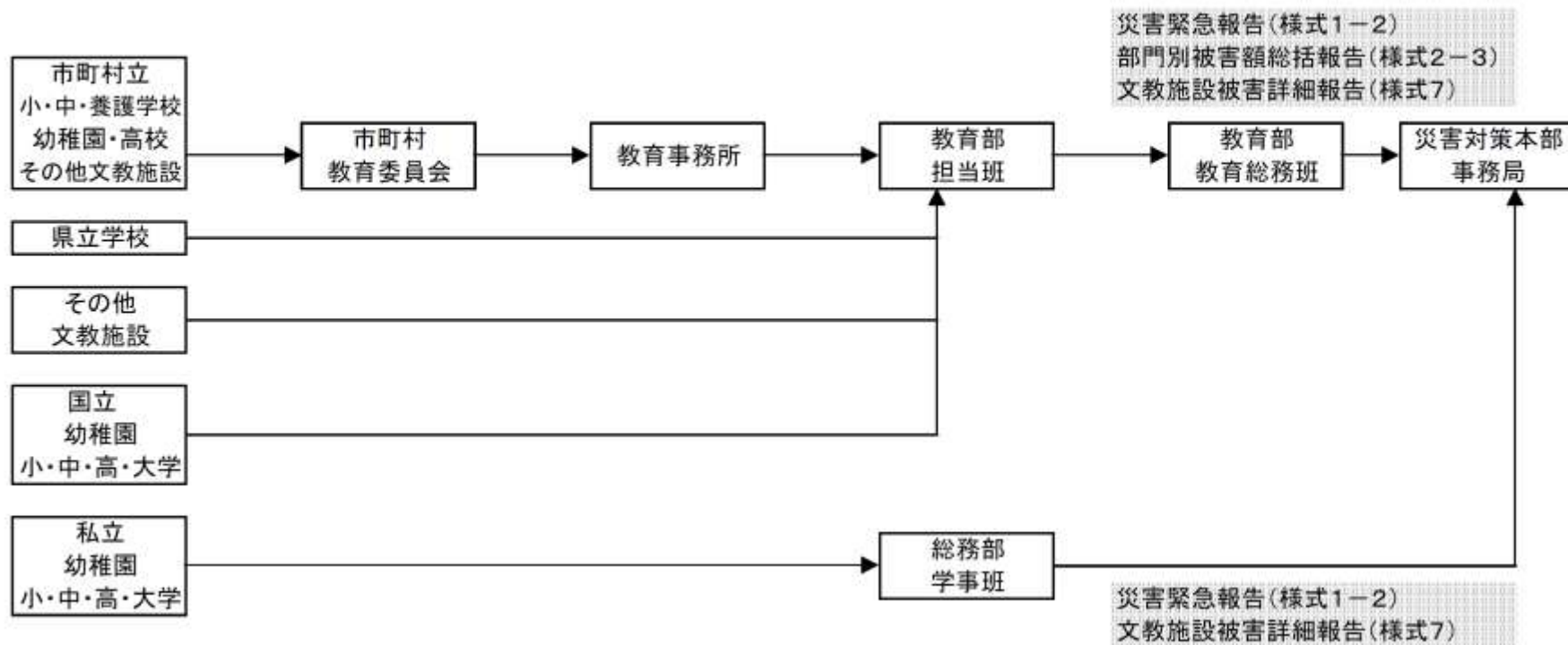
市町村の報告様式

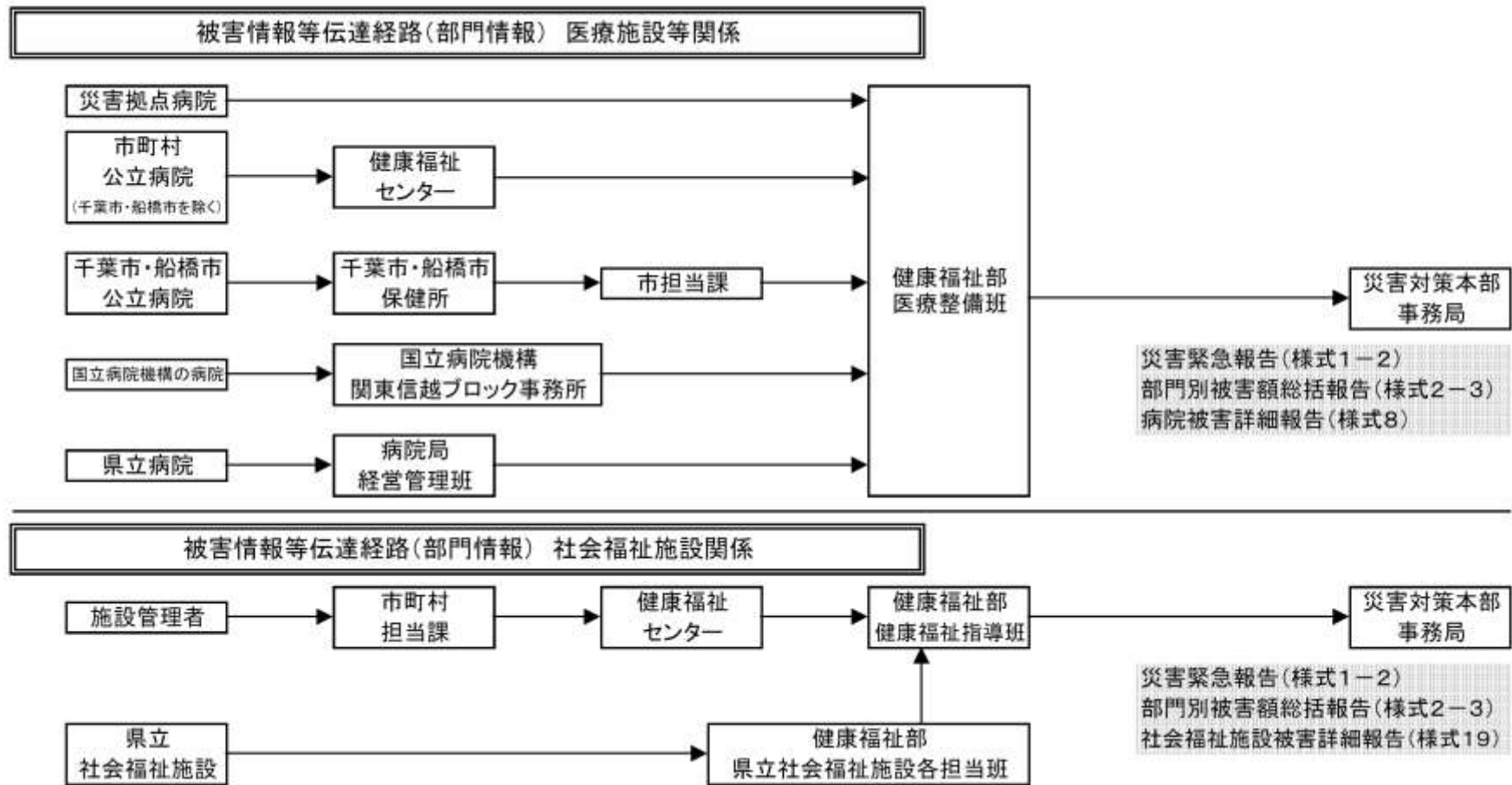
報告の種類	報告様式		システム端末入力画面
災害緊急報告	災害緊急報告(市町村)	様式1-1	-
	災害緊急報告(消防本部)	様式1-5	
災害総括報告 <基準報告> <定時報告>	災害総括報告(その1)	様式2-1	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面
災害総括報告 <確定時報告>	災害総括報告(その1、その2)	様式2-1 様式2-2	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害総括報告 <年報>	-		災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式3	避難状況詳細報告画面
	避難所・救護所開設状況報告	様式4	避難所・救護所開設状況報告画面
	人的被害詳細報告	様式5-1	-
	住家被害詳細報告	様式5-2	
	人的被害・住家被害詳細報告 (確定時報告用)	様式6	人的被害・住家被害詳細報告画面
	文教施設被害詳細報告	様式7	文教施設被害詳細報告画面
	病院被害詳細報告	様式8	病院被害詳細報告画面
	公共土木施設被害詳細報告	様式9-2 様式9-3	道路被害詳細報告画面
			橋梁被害詳細報告画面
			河川被害詳細報告画面 砂防被害詳細報告画面
	港湾施設等被害詳細報告	様式10-2	港湾施設等被害詳細報告画面
	がけくずれ被害報告	様式11	がけくずれ被害報告画面
	交通規制情報	様式12	交通規制情報画面
	清掃施設被害詳細報告	様式13	清掃施設被害詳細報告画面
	鉄道被害詳細報告	様式14	鉄道被害詳細報告画面
	水道被害詳細報告	様式15-1	水道被害詳細報告画面
	電気被害詳細報告	様式16	電気被害詳細報告画面
	電話被害詳細報告	様式17	電話被害詳細報告画面
	ガス被害詳細報告	様式18	ガス被害詳細報告画面
	社会福祉施設被害詳細報告	様式19	社会福祉施設被害詳細報告画面
その他被害詳細報告	様式20	その他被害詳細報告画面	
火災発生状況報告	様式21	火災発生状況報告画面	

# 報告経路概要図



被害情報等伝達経路(部門情報) 文教施設等関係





被害情報等伝達経路(部門情報) 公共土木施設等関係

1 河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜地  
ダム・がけくずれ被害

市町村担当課 → 地域整備センター

2 道路・橋梁被害、交通規制情報

市町村担当課 → 地域整備センター

3 港湾施設等被害

地域整備センター

4 下水道施設

1 公共下水道

市町村担当課

2 流域下水道

下水道事務所

5 公園

地域整備センター

<震災時>: 県土整備部震災対策会議事務局(道路環境班)

<風水害時>: 水防本部(河川計画班)

県土整備部  
河川計画班

県土整備部  
道路環境班

県土整備部  
港湾班

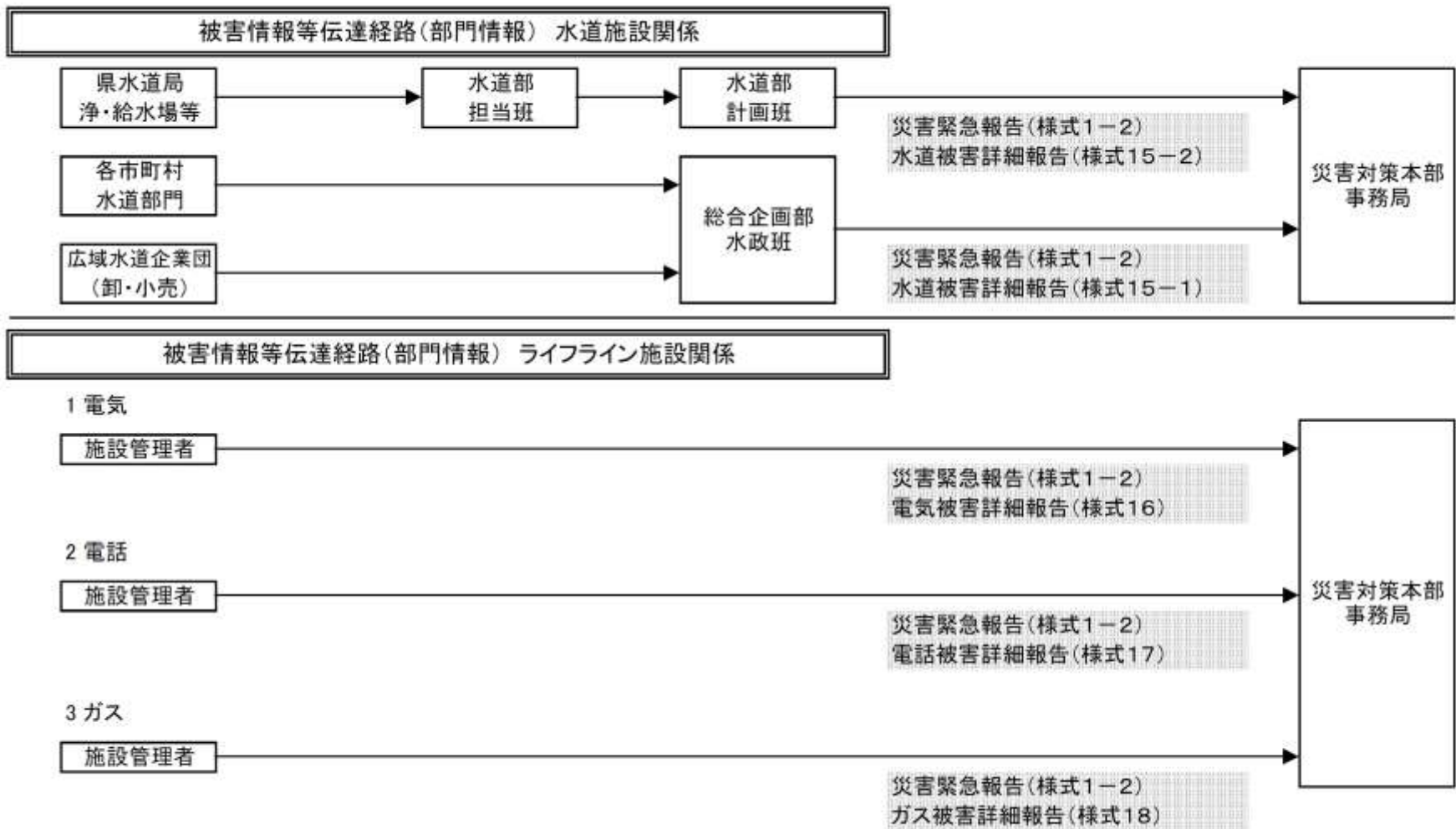
県土整備部  
下水道班

県土整備部  
公園緑地班

災害緊急報告  
(様式1-2)  
部門別被害額総括報告  
(様式2-3)

災害対策本部  
事務局

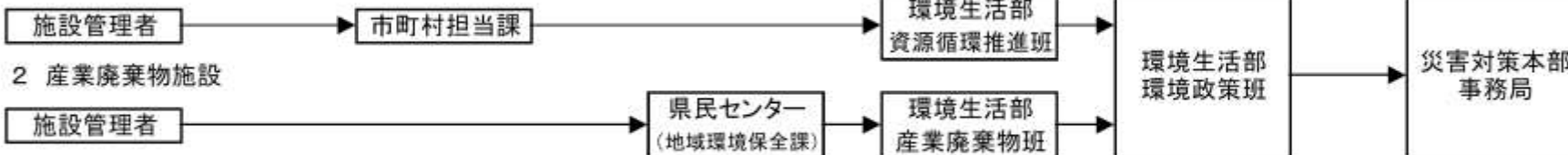
公共土木被害総括報告  
(様式9-1)  
公共土木被害詳細報告  
(様式9-2, 3)  
がけくずれ被害報告  
(様式11)  
交通規制情報  
(様式12)  
下水道施設被害詳細報告  
(様式26)  
その他被害詳細報告(様式20)



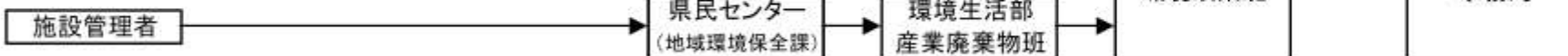


被害情報等伝達経路(部門情報) 清掃(し尿、廃棄物処理)施設関係

1 し尿、一般廃棄物処理施設



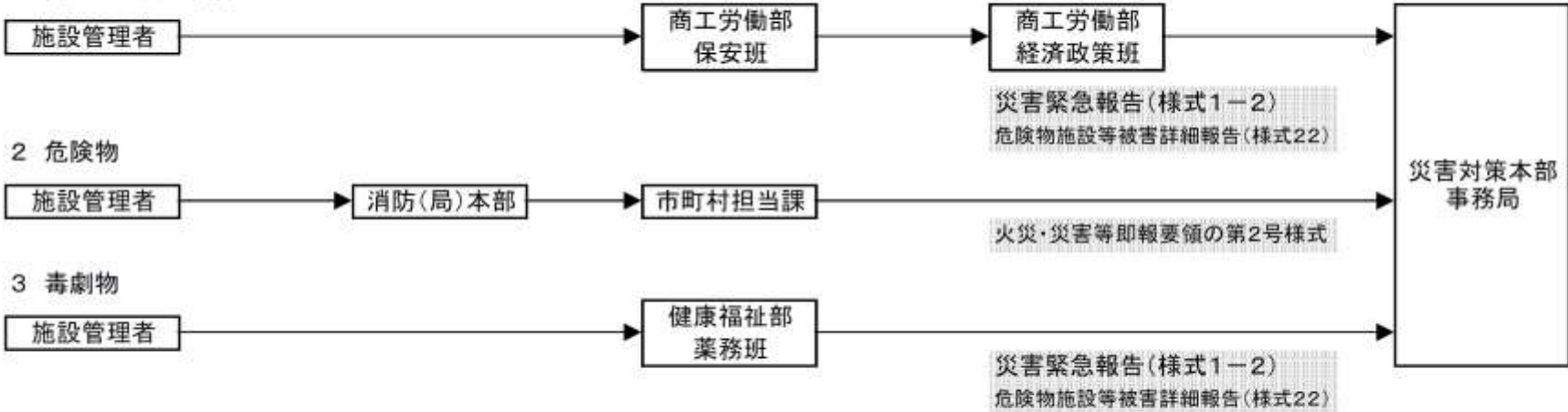
2 産業廃棄物施設



災害緊急報告(様式1-2)  
清掃施設被害詳細報告(様式13)

### 被害情報等伝達経路(部門情報) 危険物施設等関係

#### 1 高圧ガス、火薬類



#### 2 危険物



#### 3 毒劇物



### 被害情報等伝達経路(部門情報) 交通施設等関係

#### 1 鉄道



#### 2 空港

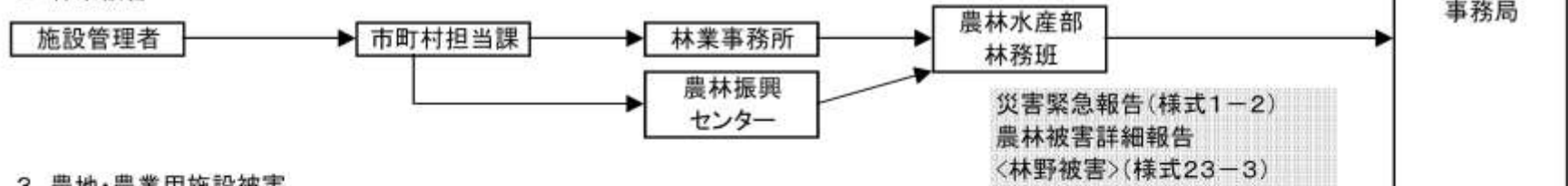


被害情報等伝達経路(部門情報) 農林業施設等関係

1 作物別被害・生産施設被害



2 林業被害

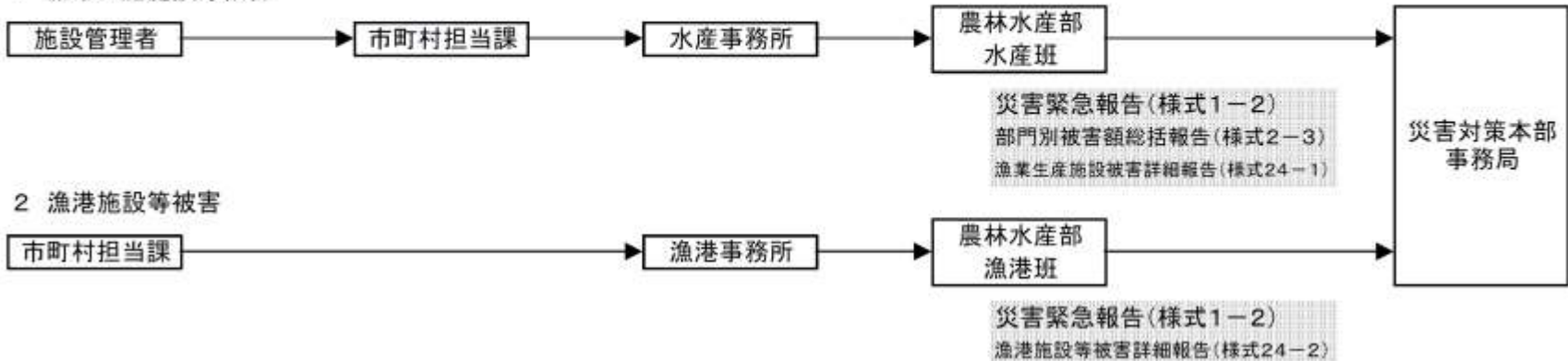


3 農地・農業用施設被害

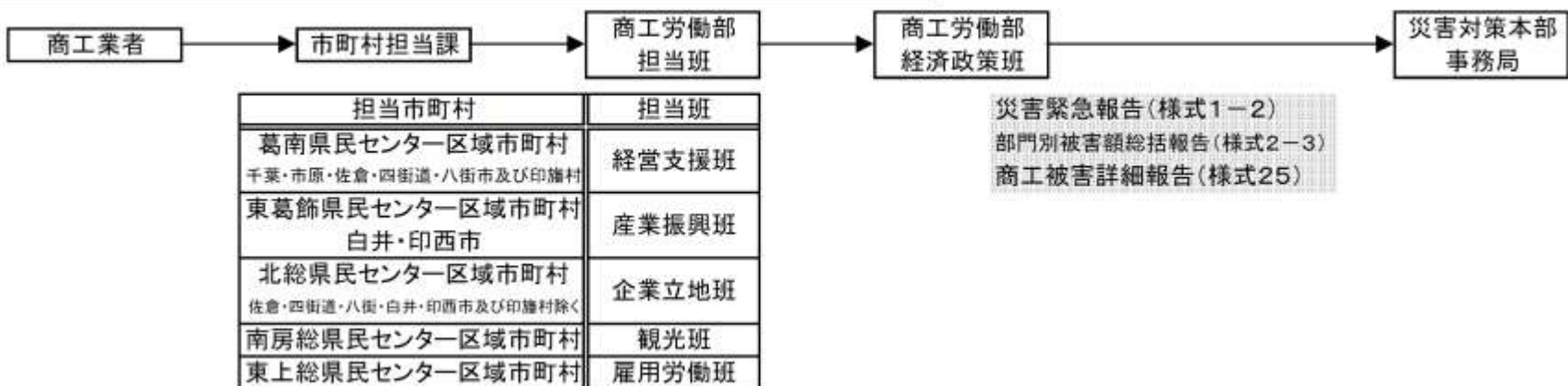


被害情報等伝達経路(部門情報) 水産業施設等関係

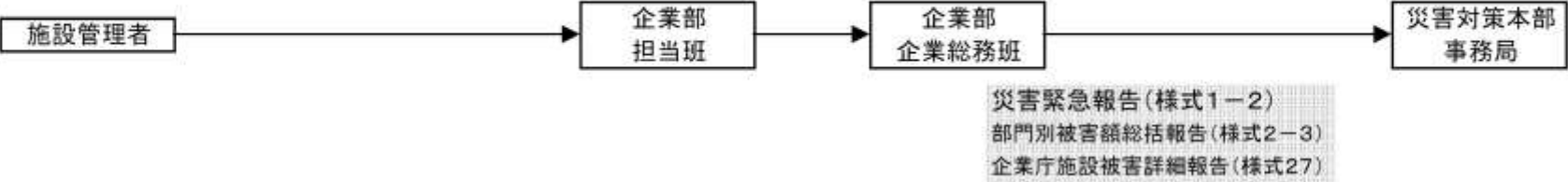
1 漁業生産施設等被害



被害情報等伝達経路(部門情報) 商工施設等関係



被害情報等伝達経路(部門情報) 企業庁施設関係



被害情報等伝達経路(部門情報) 公営住宅関係



被害情報等伝達経路(部門情報) その他

その他被害詳細報告(様式20)

総合企画部企画調整班

総務部管財班

健康福祉部健康福祉指導班

環境生活部環境政策班

商工労働部経済政策班

農林水産部農林水産政策班

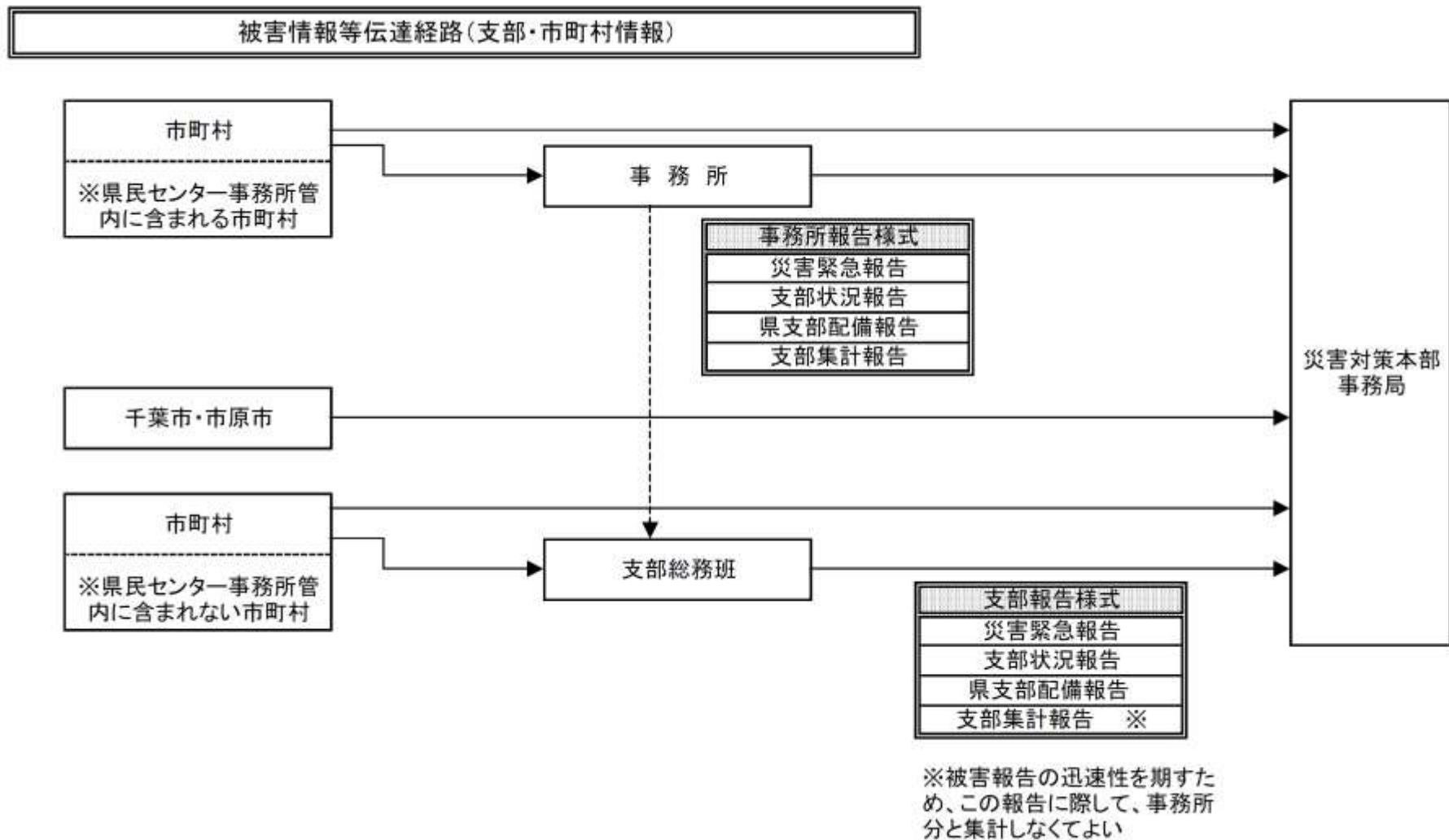
県土整備部県土整備政策班

水道部計画班

企業部企業総務班

教育部教育総務班

災害対策本部  
事務局



被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害詳細報告
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。</li> <li>2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。</li> <li>3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。</li> </ol>	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。		



被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</li> <li>倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。</li> <li>店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</li> </ol>	住家被害詳細報告
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が灌漑下等で接続している場合には各1棟として計上する。</li> <li>屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</li> <li>アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</li> <li>アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</li> <li>1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</li> </ol> </li> </ol>	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。		
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。		
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。		
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</li> <li>倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。</li> <li>店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</li> </ol>	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	社会福祉施設被害詳細報告 その他被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	商工被害詳細報告 その他被害詳細報告
り災世帯	り災世帯	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。</li> <li>一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。</li> </ol>	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家被害詳細報告
	り災者	り災世帯の構成員とする。		
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。	文教施設被害詳細報告
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。		病院被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2 道路冠水は被害には含まれないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。		
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	浸水は被害に含まれないが、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」には含まない。	港湾施設等被害詳細報告
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	公共土木施設被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ			がけくずれ被害詳細報告
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。	鉄道被害詳細報告
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他の被害	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		

被害の認定基準(災害総括報告)

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	水道被害詳細報告 (市町村、臥水道)
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	電気被害詳細報告
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	電話被害詳細報告
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	ガス被害詳細報告
	ブロック 石礫	割壊したブロック解又は石礫の箇所数とする。		その他被害詳細報告
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。		その他被害詳細報告
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		
畑の冠水				
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		火災発生状況報告	

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。		
	公立文教施設	公立の文教施設とする。		
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所 <sup>1</sup> の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。）	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては <u>1,200万円</u> に、市町村に係るものにあつては <u>400万円</u> に満たないものは加算しない。）	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。		
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。			

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	項目	基準	備考	災害詳細報告
活動体制	災害対策本部設置	<p>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</li> <li>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）</li> <li>3 また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かつた時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。</li> </ol>	<p>確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。</p>	
	本部設置前の体制	<p>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</li> <li>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）</li> </ol> <p>また、体制を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かつた時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>		
	活動人員	<p>報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。</p>		

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	項目	認定基準	備考	災害詳細報告
避難等	共通	避難の種類ごとに、「避難地区数」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。		避難状況詳細報告
	指示	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他法令に基づくもの。	気象情報、警戒監視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難。 （上記勧告又は指示に該当しない呼びかけによる避難を含む）	気象予報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。	
	避難地区数	勧告又は指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。 自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	避難の日時	最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	
避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告	
災害救助法	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。			